

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請・設工認申請・保安規定変更申請に係るヒアリング（7）
2. 日時：令和4年6月30日（木）14時00分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境保全部 課長 他2名
安全・核セキュリティ統括本部
施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料1-1 廃棄物管理施設の変更許可申請における質問回答表
提出資料1-2 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請における審査会
合の質問回答
提出資料2-1 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答表
提出資料2-2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請につ
いて
提出資料3-1 廃棄物管理施設の保安規定の補正における質問回答表
提出資料3-2 新規制基準に係る廃棄物管理施設保安規定の補正申請に
ついて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	よろしく申し上げます。
0:00:06	ではまず最初になんですけれども、本日、許可と施工インド保安規定の書類をいただいておりますので、
0:00:17	まず許可の方から順番に説明をできればお願いできればと思います。よろしいでしょうか。
0:00:26	はい。原子力機構大洗廃棄物管理施設、今井です。
0:00:31	それでは変更許可の方からご説明させていただきます。本日大洗につきましては、
0:00:37	許可については私イマイの方が節項につきましてはショウジ、保安規定につきましては関野後、ございます福井伊井の方が主として説明させていただきます。
0:00:49	それでは、
0:00:51	資料につきましては、
0:00:54	まず、廃棄物管理施設の変更許可申請における質問回答表がございます。
0:01:02	これの今回変更箇所それから前回の追記、2ヶ所につきましては、下線部でわかるようにちょっとお示ししているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:13	前回ご説明から変更点が、委員会箇所がございますので、ちょっとそこをまず簡単にご説明いたします。
0:01:23	質問回答票をのですね、3ページのところでございますが、
0:01:29	別途回答する回答説明資料を1234、これを参照というふうに書いておりましたけども、いつも説明しようかというのがちょっとを振り返ってみますとわかりませんので、
0:01:41	6月16日説明資料という形で
0:01:45	補足をさせていただいております。
0:01:47	それから、ラップ面談のコメント回答をのですね、
0:01:52	これは16日の面談でもご指摘いただいたコメントをのございますが、
0:02:00	許可申請の工事工程の考え方ですね、こちらの方につきまして文言を見直しております、
0:02:09	安全機能の適正化いわゆる設計方針の見直しに伴いまして建屋改修の工事は不要となるということ。
0:02:17	従いまして工事の変更ではなく申請として考えているということで、許可後は許可の工事結果に合わせて届け出を行う予定ということで、回答の方を修正しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	それから、16日の面談につきましては、
0:02:36	今、しよん5番、5ページですね、2、ご質問それから回答という形で記載しております。
0:02:47	ここのコメント回答を照らし合わせながら、
0:02:51	ちょっと本日はお時間があまりないところですね、資料の方で具体的に 変更箇所をですね、ご説明していきたいと考えております。
0:03:00	資料につきましては、パワーポイント形式、飯野ものになりまして、
0:03:05	大原排気小原研究所廃棄物管理事業変更許可申請における審査会合の質問回答という形に整えております。
0:03:15	前回コメントでもございました
0:03:19	バンドを形式ではなく、節項の規定と横並びで、パワーポイント形式とすると。
0:03:25	また、簡潔にまとめるというご指摘コメントございましてその形式に改めているものでございます。
0:03:33	また、質問回答につきましては、四つではなく三つに整理するということも踏まえて、
0:03:40	整理しております。審査会後の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:45	前回いただきましたご質問に回答する形での資料と、
0:03:51	いう形にしております、
0:03:53	詳細につきましては、参考資料を 123 と、
0:03:57	いう形で後ろに表形式のものを等をですね、付ける形での体裁としての ものがございます。
0:04:05	まずこの許可の審査会合の質問回答でございます。
0:04:11	まず 1 ページ目ではですね、
0:04:15	前回の審査会合、6 月 6 日の審査会合におきまして、概要説明を行いま して 3 件の質問事項たということ。
0:04:23	その回答を次ページ以降に示すというふうにしております。
0:04:27	参考としまして、主な変更概要を枠組みで記載しております。
0:04:35	めぐりまして 2 ページでございます。質問回答 1 でございます。まずご 質問、それから回答と、
0:04:42	ということと、それから、この回答を踏まえて、
0:04:47	我々の考え方今後の方針につきましても、記載をしている、そのような 形式にしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:57	このご質問回答については、前回の質問回答と若干かぶるところがございますけども、
0:05:04	前回コメントでもございました。
0:05:07	代替があるものということと、
0:05:12	運転停止をするもの。
0:05:14	それぞれ外部事象を、に、正しく表現をするということのコメントございましたので、
0:05:20	ございました。それを踏まえまして回答をにつきましては、日本語を若干修正しております。
0:05:29	外部上のす竜巻は代替設備機器を用いることをですね、
0:05:35	竜巻火山、生物、森林、伊井大蔵かなど、
0:05:41	のについては施設の運転停止によって安全性が損なわれ設計としているということ。
0:05:48	これが今、我々も考えている方針でございました。
0:05:53	しかしながら、
0:05:55	今、
0:05:57	本文の設計方針については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:01	やはり適正化する、外務省竜巻のみとするというところが、考え方としてすっきりする考え方となる。
0:06:08	いうふうに考えておりますので、その方針で、
0:06:14	見直したいと考えているものでございます。
0:06:18	質問回答につきましては、これは雪配置格納庫等の使用の停止について、
0:06:25	工事工程、それから設工認の申請時期等を明確にすること、証明確認等もございました。
0:06:32	それを回答2という形でご説明しているものでございます。
0:06:37	文章ではなかなかわかりにくいところのコメントもございましたので、
0:06:44	4ページ5ページです、使用の停止に係るプロセスと、
0:06:50	その工程線。
0:06:51	を記載してございます。
0:06:55	5ページの工程線が比較的わかりやすいと考えておりますが、
0:07:00	現在行っております許可設工認、保安規定、それぞれの申請補正、
0:07:07	許可をいただいた後にですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	許可と同時に施設工事の認可は有り得ないでしょうというお話もございました。
0:07:17	許可いただいた後ですね、設工認の認可をいただく。
0:07:22	今我々が考えておりますのは、審査、
0:07:26	に関わる期間というのを、合理的に進めたいと考えておりまして、
0:07:31	使用の停止に係る設工認につきましては、別の申請というふうに考えてございます。
0:07:37	これは竜巻防護対策工事をですね、
0:07:41	今申請しております設工認の認可をいただいてからですね、速やかに着手したいというふうに考えてるものからでございます。
0:07:51	照明停止に係る設工認については別に申請させていただきまして、保安規定も同時にと考えているものでございます。
0:08:00	それぞれ、使用の停止に係る設工認と保安規定の認可をいただいた後にですね、
0:08:06	使用の停止に関わる工事、これは化学処理装置、
0:08:11	井上を一部使用の停止という気は一時格納庫の使用の停止でございますが、それぞれ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:17	停止に係る工事を行いたいと考えてるものでございます。
0:08:24	三つ目でございますが、これは本文添付資料の変更範囲の明確化、
0:08:30	それから、記載の
0:08:35	見直しといたしますか。
0:08:37	申請のあり方という、このコメントをいただいております。その部分について、一つの回答資料としてまとめているものでございます。
0:08:47	まず、考え方としましては、
0:08:52	まず今の、我々の申請の中で、本文それから添付資料5の安全設計に関する外部からの衝撃に対する安全機能の適正化に係る部分の設計方針、
0:09:04	ここが変更がある範囲だと考えております。
0:09:08	しかしながら、へん、今の官報ではわかりにくいところのコメントをいただいております。
0:09:15	改め形式ですね、補正をしたいと考えております。
0:09:21	ただ、しかしながらこの改め形式のご提出もですね、
0:09:25	まず、今の申請形式で、新旧をですね、わかりやすくご提示し、ご説明した上でですね。
0:09:35	例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:38	カレンダーでいきますと、今年度 12 月を目途に補正、
0:09:43	の形で改め形式の提出を押して、
0:09:47	その後、許可をいただきたいと考えてるものでございます。
0:09:52	これはちょっと 1 ページ戻っていただきまして 5 ページの工程です ね、
0:09:59	変更許可申請の方法訂正がございますが、そこに補正等がございます。
0:10:05	これは、
0:10:07	今、シュッシュ面談でのヒアリングでのコメントを踏まえた中身。
0:10:13	それから、いわゆるあらため形式といいますか新旧といいますか、
0:10:18	刊本でない形式での補正というのをしたいと考えておりまして、
0:10:23	このタイミングで補正をさしていただいて、
0:10:28	強化をいただきたいと、そのようにスケジュールとして考えているもの でございます。
0:10:35	本資料の説明は以上でございまして、
0:10:38	前回もお示ししました資料をですね参考資料の 123 という形で、
0:10:46	付しております。
0:10:48	簡単ですが、変更許可の資料の説明については以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:54	規制庁仲田です。ご説明ありがとうございます。
0:10:58	規制庁側から何かございますでしょうか。
0:11:04	と。
0:11:05	それでは、まずナカザワからちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
0:11:11	資料で言うと2ページ、質問回答(1)の竜巻のところなんですけれども、
0:11:19	この会長のところで、
0:11:23	資格資格が二つあって、
0:11:26	矢印で下がってると思うんですけども、
0:11:29	これはウェブホームの資格は、
0:11:33	何となくいいでしょう。申請当初は、
0:11:36	こういう考えでしたけど、
0:11:39	何でしょう、審査会合、
0:11:42	での指摘を受けて、下の方の近く、
0:11:46	の方に方針を変えるということよろしいでしょうか。
0:11:53	はい原子カイマイです。はい。そのご認識で結構でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	現在の申請の考え方我々の事業者の考え方をまずご説明した上で、
0:12:06	適正な形での見直しというものを考えたものを、この矢印の下の四角で表現しております。
0:12:16	了解しました。
0:12:18	ということであれば、簡単に、そうですね四角の上か何かに、
0:12:25	何条申請当初とか、午後とか書いていただいた方がわかりやすいのかなという気もしますので、ちょっと検討いただければと。
0:12:38	原子力をイマイますはい。承知しました。
0:12:42	もう1点なんですけれども、一番下の規制庁の中沢です。一番下の四角です。市、
0:12:50	制限、
0:12:51	本文の設計方針は、そのままとして、添付5、
0:12:58	において、適正価格する売買事象を竜巻とするっていうふうにあるんですけれども、
0:13:03	今の時点で具体的にどういう記載にするか。
0:13:08	何か案のようなものはございますでしょうか。
0:13:14	原子力をイマイです。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:16	端的に言いますと、添付資料はまず案はございます。はい。ご提示が必要であればあわせて、この資料に入れるようにいたします。
0:13:29	今考えてございますのは、
0:13:32	は、
0:13:34	瀬、
0:13:35	既許可の設計方針、本文ですね、この方針も変わらないと、をいたしますと、
0:13:44	外部次長に関わる添付資料の説明においては、
0:13:50	前藤井の竜巻に関わる、真木再評価、ここだけここは不要だというふう に考えておりますので、
0:14:00	そこをを削除するような形での新旧になるというふうを考えております。
0:14:09	規制庁中澤です。
0:14:11	了解しました。案があるということでしたら、その案をつけていただくとイメージが付きやすいかと思うので、資料への追加の方、検討をよろしく申し上げます。
0:14:28	原子カイマイです。拝承しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:33	規制庁の移動ですけれども、
0:14:36	今の点なんです、
0:14:38	結局この通りで、一番聞きたいことって何なのかっていうと、
0:14:45	その企業間の設計方針がどうなっているものを、
0:14:49	今回の申請、
0:14:52	においてどう変えるのか。
0:14:55	ていうことを最終的に中出って形ですね。
0:15:00	がどう変わるのかっていうのを説明していただく。
0:15:04	期待ということなので、そういう意味では、今あるように、当初こうい うせ設計か申請があったんだけど、
0:15:14	議論を踏まえてこう変えましたっていう説明は必要なんです、今仲田 からお伝えしたように、当初、こういう、
0:15:25	当初というか、許可でこういう設計方針だったものが、今回の申請で改 まりますと、
0:15:32	いう結論をちゃんと示していただきたいということですので、よろしく お願いします。
0:15:40	原子力イマイです。はい、承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:01	規制庁ナカザワです。
0:16:06	1 ページ戻って、
0:16:12	ページ戻って1 ページ目の主な変更概要のところなんですけれども、
0:16:18	①が、
0:16:22	質問回答、次のページの質問回答1 と対応すると思うんですけれども、
0:16:28	前のページの①の記載ですと、維持すべき安全機能の適正化となっていて まして、
0:16:37	木曾空。
0:16:42	規則に照らすとその安全機能の11 条の変更の方に見えてしまうなと思 っているところがありまして、
0:16:48	ここ、11 条ではなくて右の八条の変更8 条の外部事象の変更だと思って います。
0:16:57	なので、
0:17:01	と、
0:17:03	例えばですね、竜巻に対する防護方針の見直しとかそのような形。
0:17:12	カー何かに覆修正いただく。
0:17:15	修正、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:18	修正を検討いただくことができますし、
0:17:24	原子力をイマイです。
0:17:26	はい。1度ちょっとご説明してる文言でございましたので、
0:17:34	ここは変わらずというふうに考えておりました。
0:17:37	竜巻に対する防護方針の見直し等ですね、例えば、どちらか、括弧書きで付すという形で、
0:17:47	いわゆる紐づきが取れるような形での見直しを検討いたします。
0:17:56	規制庁中澤です。承知しました。ありがとうございます。
0:18:14	弊社のイトウですけれども、
0:18:19	すいませんちょっと申請書を見ればわかることではあるんですが、
0:18:23	変更概要でその維持すべき安全機能適正化っていう文言で、
0:18:28	その申請書上の変更理由とかね、こういう言い方で書いているんですけど。
0:18:39	ちょっとだけお待ちください。
0:18:50	営業商行為です。
0:18:52	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:55	鏡にもしかしたらそのような表現があったかもしれませんがちょっと 今、すみません、手元になくてですね、確認はいたします。
0:19:10	あ、どっかりました。
0:19:14	う。
0:19:29	はいちょっと確認いただければと思います。
0:19:32	村瀬。
0:19:34	要はさっきの質問というかコメント等を通ずるところがあるんですけど、今回の変更っていうのが、何を変更するものなのかっていうのを、
0:19:47	端的に表した一文である必要があるとっていて、
0:19:52	そう考えたときに、さっきのナカザワからお伝えしたように、
0:19:57	維持すべき安全機能の適正化っていうのは、何か支援をとらえてないよ うな、
0:20:02	いうふうに思っていて、ちょっとそれは
0:20:06	ヒアリング、
0:20:07	この許可のヒアリング初め当初からとっていたところではあるんです けれども、
0:20:12	なので、その表現も含めて、何を変更する申請なのかっていうのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	整理いただいて示していただければと思います。で、
0:20:24	申請書上のこういった表現があるのであれば、そこも併せてですね。
0:20:30	見直していただく範囲、対象だというふうに考えてます。
0:20:38	はい、原子力イマイです。
0:20:41	はい。ご指摘の趣旨は理解しました。
0:20:47	外部事象をに関し変わる安全機能を安全機とそのものは見直すわけでは ございませんけどもその運用をが変えるという形で、
0:20:59	安全機能を確保する、過去の市座間の考え方を変えるというふうに考え ておりまして、この維持すべき安全機能の適正化という表現に、
0:21:11	我々の中では行き着いているものでございます。
0:21:14	しかしながら今の質問回答1点もございますように、
0:21:18	竜巻に対する、外部事象の考え方を見直すということを見直し議論を 通じまして見直しをしますので、
0:21:28	わかりやすい端的な表現ですね。
0:21:31	竜巻の設計方針、
0:21:34	竜巻防護設計方針の見直し等、そのような表現になろうかと思いたすの で、全体を整理した上で見直しをさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:43	はいよろしくお願いします。
0:21:52	他質問回答 1 について何か。
0:21:56	はい、すいませんと 1 頭ですけれども、
0:22:00	衛藤。
0:22:03	回答の内容自体は先ほどのナカザワのコメントも含めて、少し見直され るといふうには思うんですけれども、
0:22:13	こちらの
0:22:16	今回の変更で、
0:22:19	許可から、何をどう変えるのか。
0:22:24	ていうのは一応 1 枚 2 の資料 2。
0:22:28	コンパクトにまとまる形、いや、上手く表されるような形で、
0:22:34	資料構成いただければと思うので、
0:22:38	それ今日いただいているような回答 1 っていう、2 ページ目のところに 付け加えて 1 枚っていう形でもいいので、
0:22:46	ちょっと変更内容はですね、
0:22:50	何をやるものなのか、っていうのを少し落とし込んだものをイメージし て、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:56	作業いただければと思います。
0:23:01	はい。原子力はイマイです。
0:23:04	あと先ほどもございました結論の形、結論を示してということで、
0:23:13	先ほどお話の中でちょっと私の中で新旧のような形をお示しするのかな とちょっと思っていたんですけども、いえ、ある程度抜粋したものにな るのかなとは想像してるんですが、はい。
0:23:30	言葉でご説明する方がいいという意味でしょうかすみませんちょっと確 認なんです、えっとですね
0:23:36	実言葉でつらつらというよりは
0:23:41	見せ方はちょっと工夫が必要かなとは思いますが、
0:23:47	要はよくその、
0:23:49	審査の取りまとめの段階なんかですと、審査書にプラス1枚2枚ぐら いで、
0:23:56	変更の概要がわかるような、
0:23:58	ものを、どの申請の処分業務
0:24:02	を待っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:04	そういった視覚的に書くとこれがこう変わるんだっていうのがわかるよ うなことっていうのはすいません、非常にざっくりしたイメージなんで すけれども。
0:24:16	はい。ちょっと検討して少なくとも、わかる形での1枚追加という形で 進めさせていただきます。はい。
0:24:31	他よろしいでしょうか。
0:24:38	それでは、次のページの質問回答2の方に移りたいと思います。
0:24:46	規制庁か水川から何かございますでしょうか。
0:24:57	規制庁ナカザワからちょっと質問というか確認をさせていただきたいん ですが、
0:25:03	回答2の、
0:25:06	下から4行目ですかね。
0:25:09	施行には現在申請中の、結構人を河成し対応するっていうふうに
0:25:16	書かれているんですけど。
0:25:18	ちょっと先ほどのご説明だと別申請というお話だったんで、
0:25:22	さあ、
0:25:23	これは別にしてということでよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	原子力機構ショウジです。
0:25:37	そうですねすみませんさ、ここの記載はですね、補正となっておりますが、 実際は、新たな申請ということで考えています。
0:25:47	規制庁中澤です。はい。4日石ました。
0:25:57	ちなみに別に種率月申請になる理由なんですけれども、
0:26:02	これは
0:26:07	そうですね。
0:26:09	竜巻防護比木の工事を速やかに始めたい。
0:26:14	ということでしょうか。
0:26:22	はい。原子力法ショウジです。はい。我々としましてはですね、
0:26:27	今おっしゃられる通りですね工事期間結構長いたつの希望工事を優先的にやりたいと。
0:26:35	いうところがございますので、そちらを優先的にやらせていただいて、
0:26:40	進めていただければと。その中で使用前、使用停止の件についてはですね別に申請させていただくということで考えております。
0:26:51	なるほど規制庁仲田です。はい、承知しました。
0:27:05	あ、規制庁のイトウですけれども今の話なんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:12	今
0:27:14	補正申請の中に、
0:27:18	取り、補正で取り込むっていうのはそんなにその期間を要するものなん でしたっけ。
0:27:30	要は
0:27:33	許認可の手続き的にも、審査会、申請を受けて審査会合を開いて、
0:27:42	ヒアリングをさらに重ねてっていうことを、
0:27:46	を念頭に置いても、多分1本で、
0:27:51	対応した方が許可との関連性も見やすいですし、
0:27:59	トータルで見ると、合理的なのかなというふうにも考えていまして、
0:28:05	その点はいかがなんでしょうか。
0:28:18	原子力をイマイです。
0:28:22	遠く、はあ。
0:28:25	許可をいただくまでにですね、まず今年度いっぱいかかるであろうと考 えております。
0:28:33	本件に係る使用の停止に関わる、この別の補正なり申請新たな申請な り、飯野雪子につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:44	その後の申請になろうと考えております。
0:28:48	許可いただいた後、その後の補正なり、別申請ということのお話でございましてそれを踏まえて、そのように考えております。
0:28:58	そうしますと、
0:29:02	どうしてもですね今、これから施設購入の御説明等もございましてけども、
0:29:11	この申請というものを、庄野定数に関わる御説明というものが、どうしても後ろ倒しになってしまうというところを考えておりますので、
0:29:22	このような、パラレルでの動きになるというふうに考えて、
0:29:29	5ページの工程線も、これを組んでいるものでございます。
0:29:35	規制庁ですけれども、
0:29:37	衛藤。
0:29:39	もう少し噛み砕いた話を、
0:29:42	すると
0:29:44	今直接購入等保安規定と三本同時に、
0:29:49	申請をされていて、
0:29:54	メリットってということから言うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	許可でその議論をしている内容、
0:30:01	いやあ、審査会合を掲げることで、
0:30:05	審査としては、部分的に順次固まっていく内容っていうのが、
0:30:10	あるはずで、
0:30:12	その方々の営業に対する、詳細設計の反映を、
0:30:17	補正と申請書として補正で提出をするのは少し、
0:30:22	許可から後ろにずれるわけではあるんだけど、
0:30:27	その補正に溶け込ませる材料を、ちょっと並行して準備ができるっていうのは、
0:30:33	並行して、
0:30:37	聴覚設工認、保安規定を同時に申請されているメリットだと思う。
0:30:45	ていうふうに考えたときに、
0:30:47	当然その、
0:30:51	文書としては許可処分がされないと
0:30:56	せ公園に裁判のを反映させるべき点としては固まらないんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:03	ただ、許可処分は仮に出た場合には、速やかに反映できるような体制になるっていう面では
0:31:15	対応の流れとしては合理的なんではないかなと。
0:31:19	思うんですが、
0:31:23	そこはどう考えてらっしゃいますか。
0:31:29	はい。原子力イマイです。はい。本件検討につきましては、
0:31:36	今申請しております設購入を補正するパターンと、また
0:31:43	いくつかのケースが考えられますので、それを十分に検討してごさいます。
0:31:50	竜巻防壁対策工事のスケジュールをですね、
0:31:56	播磨塩野停止に係る設工認、これにつきましても、やはり3、4ヶ月かかるであろうという訂正がどっか引いてごさいます。
0:32:07	この紙を見て市の施設工認に関わる3、4ヶ月。
0:32:12	これが竜巻防護工事とですねクリティカルになるものですから、どうしてもこれをちょっと避けたいという事業者側のちょっと思いがごさいまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	今最終的にはこの5ページのお示ししている計画工程、これを考えたわけでございます。
0:32:34	看護師、お話いただいております中身は十分理解しております、本来、この三つ。
0:32:41	ひとまとめにご申請してるという趣旨は十分理解しておりますが、
0:32:46	使用の停止に関わる部分だけは、ちょっと別にいい動きたいというのが事業者側の考えでございます。
0:32:55	はい。そういう意味では
0:32:58	今のお話では、
0:33:01	竜巻を当時から言われ、おっしゃられている竜巻防護工事のその工事期間をどう確保できるかが、
0:33:11	そうすると次にちょっと話として出てくるのは、
0:33:19	この工程パッと見たときに、その横時空の時期というか、
0:33:26	行けば時系列はあるんだけど、時期が不明確でかなというふうにま ず思ったっていうのがありまして、
0:33:34	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	許可については年度内いっぱいというふうなことをおっしゃっていたんですけども、
0:33:42	この辺でどういう積み上げ、
0:33:44	でもって、
0:33:46	年度内いっぱいまでかかるっていうお考えなのか。
0:33:52	いやそれが例えば年度内かからないんですっていうことであれば、またこの表の作り方っていうか、構成の仕方っていうのは、
0:34:02	分ける施工に分ける必要があるのか、一本できるのかっていう。
0:34:07	検討の余地がまた変わってくるのかなと思うんですよね。
0:34:16	あまり
0:34:18	下部に、
0:34:19	余裕を見たスケジュール。
0:34:22	確かにその辺分けがたいのかもしれないんですけども、
0:34:27	こちらも審査リソースをどう振り分けていくかっていう話もありますので、
0:34:33	そういう意味で、
0:34:37	どんなに頑張っても年度いっぱいまでかかるっていうことなのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:41	いや着々とその審査工程を進めていけば、このぐらいには確実に、
0:34:48	終わらせられるというような、
0:34:52	積み上げに、
0:34:54	をもう少し精査できるのかですね、ちょっと高野。
0:34:57	検討次第なのかなと思うんですけども。
0:35:04	はい。現職イマイです。それでは、
0:35:08	これ今お示しします工程については、審査の面談、それから審査会合、 そういったところの積み上げで、この工程を引いてございます。
0:35:19	もう少しこの時間軸でわかるような形での
0:35:24	後、御説明ご提示ということをさせていただいたらよろしいでしょう か。
0:35:31	最終的におうて、
0:35:34	介護用資料として提示いただく。
0:35:36	姿はこの5ページのものに、もう少し例えば、
0:35:40	時間がついていてと、時期がついていてとかですね。
0:35:44	で、資料、分割な構成も、1本なのか2本なのかっていうのが、それを 精査した結果に基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:54	整理をされていれば、いいかなとは思いますが、ただこの1個イオを、
0:36:02	作り上げる前提として、別資料を、として、どういう考えで積み上げた らこうなるのかっていうのを、
0:36:11	少し見ていただく方がいいのかなというふうに思います。
0:36:20	原子力をイマイです。
0:36:22	はい。そうしましたら、今もともとございました許認可スケジュールの ご提示というのもございますので、
0:36:29	それを準備整い次第
0:36:32	いただきたいと考えます。
0:36:34	そうですね。震災以降どういうものがあってそれに何回程度説明が、
0:36:41	必要で、過去の経験、他の事業のことも参考にしていいたいと思うんですけ れども、どのぐらいのスパンで、
0:36:48	ヒアリング、介護用資料の精査と、審査会合の開催ができて、
0:36:54	という相場感のもとで積み上げをしていただいて、
0:36:59	このくらいで審査会合で説明やり切るっていう、
0:37:03	それをもって速やかに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:06	補正を行って、
0:37:11	公開。
0:37:13	公開、ほかについていうか、審査会合でのやりとり送る。
0:37:18	そういった、
0:37:19	積み上げベースで、無理がない範囲で、監査の岡国井、自由タイムを取りすぎない範囲で、
0:37:27	どういうスケジュール集めるのかというのを、
0:37:32	整理いただくっていうこと。
0:37:37	はい。原子力をイマイです。承知しました。
0:37:46	はい。そういう意味でいうと保安規定の方も今2本に分かれているんですけども、
0:37:53	無理に2本に分けずに一本でやった方が合理的なっていうのは一緒の話だと思ってますので、
0:38:00	この章の検討いただければというふうに思っています。
0:38:05	これも、
0:38:08	ですから、
0:38:11	保安規定今回の資料でも、少し整理を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:15	していただいてこうしてますけれども、
0:38:18	月間施行人、
0:38:20	の中で、その一部運用タイムするようなところも含めて、保安規定で受けとめるってことからすると、
0:38:29	この審査機関、
0:38:32	申請からの審査期間を、施行により少し後ろにずれる。
0:38:37	のかなとも思いますので、ちょっとそれも考慮した。
0:38:42	流れ、
0:38:43	していただければと思います。
0:38:47	今お尻が設工認と一緒にってますよね。
0:38:52	原子カイマイです。はい。
0:38:54	ちょっと気持ちずらしていたんですがすいませんちょっと表現上今ほぼほぼ同じように見えておりまして、認識としては我々もそのように理解しております。
0:39:04	はい。
0:39:05	あと一番下に欄外のところに、使用前確認申請っていうのがあるんですけど、これはどれとの関係で使用前確認して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	するという。
0:39:20	ええ。
0:39:22	完全になってきました。
0:39:26	保安規定の使用停止の保安規定の下のところなんですけれど、
0:39:40	はい、原子力表ショウジです。
0:39:42	この障害確認申請についてはですね、
0:39:48	事業者検査行うことで設工認、並びに使用停止に係るものについて記載 ございますが、
0:39:58	その事業者検査を行うにあたって1ヶ月前までには、シューマー確認申 請するというので、こちらの全体、いいですね。
0:40:09	こちらにかかってきておりますので、せ、設工認の認可いただいた後、 事業者検査するまでの間の
0:40:20	それぞれ設工認、
0:40:23	新規制基準対応の設工認と使用停止に係る設工認に対する障害確認申請 ということになります。
0:40:31	そうすると一番右の使用前確認章と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:36	同じ並びで、この主要な確認の申請をこのタイミングでするっていうことですね。
0:40:44	であれば、同じように立野破線を引いていただいた方がちょっとわかりやすいのかもしれない。
0:40:54	この障害確認申請はそうすると
0:40:58	中列の使用停止円かかる設工認、
0:41:02	いや、竜巻防壁工事をやっている。
0:41:06	最中に、申請をするっていう、
0:41:10	滋慶っていうことですか。
0:41:18	はい。原子力法ショウジです。
0:41:20	はい。そうですねそれを踏まえて工事終了期間を踏まえ、それをもとに、使用前事業者検査の方、期間を定めると。決めていくということを考えるとですね。
0:41:32	そういう意味では、その開始前、
0:41:37	定期事業者検査を行う、がある程度見えてくるのでその前に申請をするということで考えております。
0:41:51	はい、ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:53	ちなみに今のご予定だと
0:41:58	いつまでに新規制基準適合の工事を完了しなければいけないという工程になってるんでしょう。
0:42:27	はい。原子力機構ショウジです。
0:42:29	はい。その件につきましてはですね、今、
0:42:34	現在調整と調整中ということでまた後日またご説明させていただきたい と思います。
0:42:43	わかりました。
0:42:47	新規制基準適合の工事を終えなければいけない時期というのと、
0:42:52	各竜巻防疫工事を終える時期っていうのは、
0:42:56	それは一致するものではないんです。
0:43:01	竜巻の方が何かクリティカルだっていう、
0:43:14	はい。原子力機構ショウジです。そういうわけではなくて
0:43:18	そういう意味では
0:43:20	竜巻もそうですし、使用停止に関わるものについても、同じ時期で今考 えておりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:29	最終的に生涯確認をもらうタイミングとしては、すべて同じというふう に考えているところでございます。
0:43:40	んだとすると、何かますます分けて工事を、
0:43:44	着手が早くできるから、
0:43:48	でも結局なんか完成する時期が13。
0:43:51	関西っていかシューマー確認終わる時期は一緒。
0:43:55	なんであれば、
0:43:57	分けるメリットがあんまり見えてこなくなっちゃうんですけども、
0:44:15	はい、原子力機構ショウジです。
0:44:17	はい。そういう意味ではですね先ほども申し上げましたけども、我々と しては竜巻防護駅工事の方をまず優先するということでもまずその着工を 早めたいというのが、
0:44:29	ありまして、
0:44:31	そういう意味では、今、今の現状ではですね、その設工認を分けて、で きるだけ早く着工したいという思いで今のところを工程の方は、
0:44:41	工程を作っているところでございます。
0:44:45	すいません。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:48	はい。すいません、原子力の方でちょっと補足させていただきますと、
0:44:53	例えば規模平均工事が一番最もクリティカルでございますので、
0:44:59	この工事の終了からですね、三角打っております、赤い破線までの期間があるようにちょっと見えておりますけども、ちょっと表現の問題でございまして、
0:45:12	実施時期を追加してもう少し精度良くご提示させていただきますが、
0:45:18	工事終了後、速やかに検査を受検し、その後、12ヶ月置かず、運転開始という時間軸でございますので、
0:45:28	この工事の期間というのが最もクリティカルになると、使用の停止に関わる部分につきましては、
0:45:34	もっと工事期間としては短い期間になりますので、余裕がある工程になります。
0:45:44	ちょっと補足でございました。
0:45:49	でも全部終わらないと運転開始にはいられないってことなんですよ ね。
0:45:56	証拠イマイです。その通りでございまして、その中で最もクリティカル のところが竜巻であるというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:10	いや、
0:46:21	小牧貿易工事の着工から、物自体ができ上がるまでの期間、どのぐらいで見込んでる。
0:46:39	はい、原子力機構ショウジです。
0:46:41	現在のところですね竜巻貿易についてはですね、8ヶ月ぐらいですね、8月、8ヶ月の工事期間ということで、今考えております。
0:46:55	なるほど。
0:47:00	1ヶ月あれば、停止の工事の申請から、
0:47:06	認可で認可後の工事までもさすがに終われるだろうということ。
0:47:16	はい、井口横井までその通りでございます。
0:47:30	ちなみに衛藤。
0:47:32	この検査体。
0:47:37	工事会議。
0:47:38	工事対応をしていることで、
0:47:41	並行して申請している設工認の手続きが遅れるようなことっていうのはあるんですか。
0:47:51	原子力カマイです。それは別通でございますのでございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:58	いや、結構
0:48:01	こうしてやりとりをさせていただいてる中で、
0:48:05	申請。
0:48:07	介護コメントの対応であるとかってというのが、やっぱりその検査等を重複してしまって、対応は遅れるっていうのは、
0:48:16	直近でもお話伺ってましたし、
0:48:19	やっぱり担当されている方はルーズの有限だったりもするので、
0:48:25	だからそういうことも考えて、
0:48:28	この
0:48:31	うまく流れる工程なのかなというふうにちょっと、
0:48:34	気になったのでご質問したんですけれど。
0:48:40	はい。原子カイマイです。はい。この度のちょっとコメント回答の例を踏まえまして、
0:48:49	実施可能なリソースを我々のリソースを踏まえて実施可能な線で許認可スケジュールを見直してるものでございまして、それに基づいて、
0:48:59	改めてご説明させていただきたいと思いますが、
0:49:04	この工程は実施可能な工程でまずございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:12	わかりました。ちょっと、やっぱり整理の積み上げを見てっていうことになると思うので、すいませんちょっとその点よろしくお願いたします。
0:49:27	他質問回答についてよろしいでしょうか。
0:49:44	では質問回答3の方に移りたいと思います。
0:49:50	規制庁各課から何かありますでしょうか。
0:49:58	今まずナカザワからちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
0:50:04	一番下の6ページの一番下の行ですね。
0:50:10	一番最後のところに、改め形式で補正するというふうにあるんですけども、
0:50:15	これは新旧対照表が出てくるというイメージで、
0:50:20	よろしいでしょうか。
0:50:22	はい。
0:50:25	ヒロコイマイです。
0:50:27	はい。
0:50:29	新旧対照表をベースにですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:33	我々がちょっと改め形式と言っているちょっと
0:50:39	ちょっと
0:50:40	我々だけのすいませんちょっと日本語だったかもしれませんが、
0:50:47	処理場での申請形式ですね。あれに倣いまして、新旧ですとか
0:50:55	変更箇所をご説明する添付資料でのご説明する資料構成だったと思いま すけどもそのような形での補正を予定しております。
0:51:04	まだすべてを審議するかどうするかというのはちょっとまだ現在検討中 でございますので、
0:51:15	少なくとも官報ではないということのご説明になります。
0:51:21	規制庁中澤です。了解しました。
0:51:25	かざですね、荒田三木式というと役所の方でもちょっと用語がありまし て、
0:51:32	えっとですね例えば施設名を変えるときなんかは、
0:51:37	ててビームは申請書うん中の営業日に改めるみたいな書き方をすること があってちょっとし、イメージが違うと思うので、
0:51:47	新旧回収表とかは、何ていうんです。
0:51:51	もうちょっと違う言葉にさせていただけると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:56	説明資料としてはいいかと思しますので、
0:51:58	検討をよろしくお願いします。
0:52:03	原子力イマイです拝承しました。新旧形式等のような形で、ちょっと表現見直しを考えたいと思います。
0:52:11	はい、了解しました。
0:52:18	その他何かありますでしょうか。
0:52:21	はい規制庁伊東ですけれども。
0:52:25	6 ページのところの回答 3 の真ん中の枠の最後のところですかね。
0:52:32	適切に見直しをするっていう文言になってまして、
0:52:37	適切に見直しをするってところの考え方を少し
0:52:44	表していただけるといいかなと思ってます。
0:52:48	要は今どうなっていて、それをどう取捨選択をすることで、
0:52:53	過不足がない形になるのか。
0:52:58	ていうのを少し
0:53:00	説明いただけるといいかなと思っています。
0:53:08	やはり、原子力をイマイです。
0:53:10	それではですね見直しをいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:15	全課はですね、いくつか見直し方針というものを記載させていただいてご説明させていただきました。
0:53:23	この考え方を少し言葉を変えてですね、ご説明したいと、伺えます。
0:53:32	ちょっと文案については検討でご提示させていただきます。はい。このページにすべては詰め込まなくても、別に参考のページをつけて、そこで考え方を、
0:53:45	視覚的に見えるようにしていただいてもいいと思いますし、ちょっとそこは工夫いただければと思います。
0:53:52	どうしても一つの減りをするとう文字ばかりになりがちだったりする。
0:53:59	はい。減少高イマイショウジました。
0:54:04	はい。すいませんイトウですけれども、
0:54:07	今のまた書きの段落の中で、
0:54:11	2行目ですかね、審査ヒアリング等で必要な確認された経緯がありって いうのは、
0:54:17	これは何か端的に言うとうどういう、
0:54:19	意味なんでしたっけ。
0:54:24	原子カイマイです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:26	はい。今許可はですね
0:54:31	補正を3度か4度させていただきました。
0:54:35	その中で、1度、
0:54:39	このまとめ資料を抜いた形での補正をさせていただいた経緯がございます。
0:54:44	ただその後の面談等でですねやはりまとめ資料を追加するという議論になりまして、
0:54:52	その後の補正でまた改めて追加したと。
0:54:56	入れたり抜いたり、した経緯があるということをちょっと申し上げるものでございます。
0:55:04	わかりましたありがとうございます。
0:55:24	変更許可の権利を他に何か規制庁ばかりありますでしょうか。
0:55:30	はい藤イトウですけれども。
0:55:35	資料の1の、
0:55:37	どちらですかね質問回答票のところで少し確認させてください。
0:55:46	4ページ目のところで、
0:55:53	6月の1課のラックワーク粘弾の一つ目のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:00	さっきご説明いただきましたけれども、
0:56:06	建屋改修の工事の不要となるため、工事の変更ではなく申請としてい る。
0:56:23	だから、衛藤、これはあれですかね等、
0:56:26	既許可で
0:56:28	工事工程を示して、
0:56:31	学校、
0:56:33	いますと、
0:56:35	そのときには複数の建屋の工事工程を出して、今、
0:56:49	それ自体を変えたいからってということですかね。
0:56:57	原子力をイマイです。
0:57:00	はい。設計方針が変わり罰す変わるということでそれに伴って工事が、
0:57:08	工事そのものが必要になったり不要になったりということでございます ので、
0:57:14	工事の日例えば期間の変更と言うことよりも、申請での新しい工事の工 程のお示し工事計画のお示しだというふうに考えておりました。
0:57:28	その意図でちょっと記載しているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:35	へえ。
0:57:50	そう。
0:57:52	1 までと、はい意図はわかり、
0:57:56	ました。
0:57:58	すみません、関連して少し確認させていただきたいんですけども、
0:58:03	よろしいでしょうか。
0:58:06	衛藤。
0:58:10	木岡都乃スタッフ少し見ていく中で、
0:58:14	工事費用、
0:58:16	のところなんですけれども、
0:58:20	事業計画の大仲ですかね。
0:58:24	工事費を示されていて、
0:58:28	活動した人のところ変わるので、そういう意味では、
0:58:32	補修をする対象の建屋を開ける、改修をする対象の建屋が出るっていう ところは、
0:58:39	わかるんですけども、
0:58:41	廃液処理棟の改修のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:44	既許可では、
0:58:47	これは、
0:58:50	249 とあるのに対して、これはおさまるまでに変わっているっていうことなんですけれど。
0:58:58	これ何か何が変わることによって、金額が上がってるんですけど。
0:59:13	原子力高イマイです。
0:59:16	はい。
0:59:18	回収の方法としまして、平井の
0:59:27	飛来物からの防止、という形で、工事の方法が若干変わるというところも踏まえて、
0:59:34	金額の方を、何て言いますか、
0:59:39	現在のエスカレも含めまして実態に近い形での記載の金額にしたというところがちょっと実態でございます。
0:59:50	広い物。
0:59:52	彼農防具っていう目的とプランでくる飛来物の種類は局から変わってないと思うんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:02	ちょっと先ほどの説明だと、変わったのかわかりにくいなと思いで、
1:00:24	下、原子力機構ショウジです。そういう意味ではですね飛来物の対象は変わっていないんですが、廃棄処理等の
1:00:34	廃棄処理棟に設置しているその化学処理層、化学処理装置、今回使用停止にすることなので、いわゆるその守るべき対象が変わったということになるので、それに対しての
1:00:47	設計というかそれが変わってきたということになります。
1:00:53	規制庁以上ですけれども、
1:00:55	化学処理装置は停止をされるってことなんで、リスクが減る方向だと思うんですけれども、
1:01:03	なぜ、そうすると、なぜ逆に上がるのかっていうのはわからなくなってくるんですが、
1:01:28	守る範囲が広がってそれに伴って
1:01:32	公益の家が範囲を広げましただから額が上がりますっていうんだったらわかりやすいんですけれどもそうじゃないですよ。
1:01:46	はい。原子力イマイです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:50	そうですね。
1:01:53	もともと滑っての施設の建屋の構造健全性守るという形の工事から飛来物からの守る工事があります。
1:02:03	その時に、
1:02:06	建屋の守り方が実はちょっと変わります。
1:02:12	飛来物からの動きを立てるために現地ちょっと見ていただいたかと思えますけども、
1:02:19	あそこをに良いものを建てる時にですね、
1:02:24	は壁だけを建てようとした時には強固な地盤が必要になります。例えば全体のものとしめると、domeのような形では漏れることができるんですけども、
1:02:36	壁だけを建てようすると、基礎がしっかりしてる必要がございます。その時に、基礎の風致に関わる地盤改良等の工事費、これが膨らんだというところがございます。
1:02:58	越冬
1:03:00	そうすると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:03	建屋全体を守る必要がなくなってそれに伴って工法が変わったんだけど、見直した工法の方が多かったですってということで、
1:03:16	原子力を目指す。はい。その通りです。
1:03:19	ご報告ありましたので、
1:03:22	費用がですね、この場合ですと、高くなる側になってしまったというものでございます。
1:03:29	どうやって変更、ちょっと参考までですけど、
1:03:33	変更前の現、現在の許可の、
1:03:37	老後方法での
1:03:41	想定していた飛来物はあるの。
1:03:45	防護は、
1:03:47	ちゃんとできていたんだけどってそれは前提はそれでいい。
1:03:54	はい、原子力をイマイますはいそれはもちろんその通りでございます。
1:03:57	全体をとということになりますと、設置面積が広がりますので、
1:04:03	全体として地盤についてさわる必要はなかったものでございますが、
1:04:10	今回の工法ですと、壁を部分的に設ける形になりますので、そうすると地盤の改良等の処置が公法的に変わってくるというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:25	わかりました概ね理解をした東は、
1:04:30	はい。
1:04:39	ちなみに衛藤、これ許可の話では、範囲の話ではないのかもしれないんですけども、
1:04:45	基本的にこれだけ期間もかけて、お金もかけて作られるものであるの で、
1:04:54	基本的にはその竜巻、
1:04:57	のみならず
1:05:00	壊れてしまっは困るってということですかね。
1:05:06	ちょっとざっくりした方ですけども、
1:05:12	竜巻の要因によって、
1:05:16	壊れることってというのは想定しているのかいないのかっていうことから 言うと、
1:05:22	当然何回も押したりする立てたりすることができないから、
1:05:27	壊れないように作るってということですかね。
1:05:31	原子力イマイです。はい。それはその通りでございまして、もう恒久的 なものになるというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:40	わかりましたありがとうございます。
1:05:51	岡主幹の関係で何かございますか。
1:05:56	それからすいませんイトウですけれども、
1:05:58	同じ4ページの、6月8日面談というところ。
1:06:02	今日
1:06:04	気象データの関係の話で、これ別紙、解答例は、4年6月30日説明資料というふうにあるんですけれども、この今日の説明資料の中に、これは含まれているっていうこと。
1:06:22	減少高イマイです。申し訳ありませんこちらの資料につきまして、ちょっと1度、我々の中で、資料の方ちょっと準備いたしましたが、
1:06:32	一部ちょっと日本語の体裁についてちょっと確認する内容が生じたので、
1:06:37	これについては、半角本部と今、調整の上、ご提示させていただく資料となります。申し訳ありません。
1:06:45	わかりました今日の資料に含まれないのであれば、ちょっと、
1:06:50	資料1-1のこの部分は適切に直した上でですね、
1:06:55	公開版としていただければと思いますのでよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:02	原子力マイショウしました。
1:08:04	よっか。
1:08:05	よろしいでしょうか。
1:08:08	それでは続いて施工人の方の資料のご説明をお願いします。
1:08:16	変更点を簡潔に説明いただければと思いますので、よろしくお願ひします。
1:08:29	はい。原子力法ショウジです。それではですね設工認申請における資料につきまして、お勧めご説明させていただきます。
1:08:40	今回提示した資料につきましてはずね、今までの質問回答表というこ とで、
1:08:47	作成しております。
1:08:49	質問回答票についてはですね6月8日、面談、それと16日、2回ほど 行っております。それについて回答をしております。
1:09:01	6月8日の対応についてはですね、概要説明資料の方、見直して、それ を6月16日に再度確認していただいたと。
1:09:11	さらにそれにコメントがついているということでそちらの対応で、今日 は概要資料の方も修正をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:21	それとですね、あとは、
1:09:26	16、9日。
1:09:29	今回の資料ですね添付資料をペーシ添付資料2ということで、
1:09:36	追加させていただいてますが、
1:09:40	許可とですね、
1:09:42	対応を許可基準、
1:09:47	廃棄物管理施設許可基準規則への対応と、後段規制の関係ということで、こちらの表を今回追加してございます。
1:09:58	その他についてはですね現在保守、
1:10:02	各建屋ごとの星取表等ですね、説明については、まだちょっと対応をしてい切れないというところもございますが、
1:10:12	資料としては前回のものが添付されております。
1:10:17	なので前回と変わったのがその概要資料と、新たに添付資料2というのを追加したというものでございます。
1:10:29	その他については現在対応中ということで質問回答票には記載をしてございます。
1:10:37	それで、設工認の概要資料でございますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:41	前回の面談でございますが、
1:10:46	今回追加したものについては、どういう位置付けで追加されたものなのか。
1:10:54	とかですね、あとバックフィット対応という記載がございましたが、ちょっと違う意味ではないかということで、その辺の資料ですね、
1:11:04	コメントを反映した形で
1:11:06	資料の方を修正してございます。
1:11:12	概要書に沿ってですねちょっとご説明しますと、資料の2ページになりますが、設工認の申請の内容ということで、
1:11:22	今回の市営と設工認の申請対象ということで、
1:11:26	大きく四つに分けてございます。
1:11:29	新規制基準に伴う許可審査の際に新たに追加となった、なった設備ということでこれについては工事不可伴わないというもの。
1:11:39	あとは使用停止に伴い追加、変更追加する設備、いいです。
1:11:44	それと、バックフィット対応として追加する設備、
1:11:49	工事が伴わないものと伴うものと、ということで大きく四つに分けてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:56	それぞれ
1:11:58	許可、新規制基準に伴う許可申請の際に追加となったものということで、搬送設備、あと固体廃棄物の廃棄設備、
1:12:07	あと使用停止に関わるものについては、
1:12:11	セメン、
1:12:13	蒸発装置セメント固化装置、あと、新たに代わるものとして有機溶媒貯槽をがあると。
1:12:23	あと、バックフィット対応として追加するものということで消防設備、電気設備通信連絡設備と、
1:12:30	これ工事が不要のもの、あと、曝気と対応として追加するものとしては、竜巻対策設備ということで、大きく分けを分けております。
1:12:41	それぞれについてですね、前回と同じように分けており、写真等ですねあと設備、対象設備、申請内容、あと設置建屋ということで、
1:12:53	記載をしておりますて代表的な写真等で説明をしております。
1:12:58	まず、3 ページについては、搬送設備、関係、
1:13:03	天井クレーンとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:07	3、投入規範早期あとフォークリフト等が該当しているというものでございます。
1:13:14	同じく、
1:13:16	新たに追加になった設備ということで、4ページの方については、固体廃棄物の廃棄、伊勢施設、
1:13:23	該当するということになります。
1:13:27	5ページについてはですね設備の使用停止に伴い、変更追加する設備ということで、これについては化学処理装置の使用停止に伴いまして廃棄上は装置1、セメント固化装置、この一部の、
1:13:41	変更後は変わるものとしましてβγ固体処理硝酸の有機溶媒貯槽ということで、
1:13:47	こちらをまとめております。
1:13:53	6ページについてはですねバックフィット対応として追加される設備ということでこれはもともとある設備、
1:13:59	になりますけども、消防設備、中には、消火設備、自動火災報知設備、安全避難通路と、
1:14:06	ということになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:09	さらに
1:14:11	追加されるものとしてその他主要な設備ということで電気設備、通信連絡設備と、
1:14:16	ということで、主なものとして下に可搬型の発電機と、
1:14:21	の写真を載せているというところです。
1:14:26	8 ページについてはですね、バック対応として追加される設備ということでこれは先ほどお話出てございましたが、竜巻対策設備ということで、5 の壁をつくるというものでございます。
1:14:38	当然ながら建屋には、影響なくその外側に壁をつくるということになります。
1:14:46	その他ということでですね今回、9 ページのところについてはですね、添付資料、今回の添付資料 1234 とつけてございますがそれぞれどういう意味でつけたかということで補足して記載をしております。
1:15:01	で、前回もつけてございますが、添付資料 1 についてはですね、設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書、施設としては 17 施設でございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:11	これ抜粋、代表しましてβγ固体処理棟さん、これを添付してごさいます。
1:15:17	で、こちらについてはなぜ、添付したか、抜粋したかと、いうことの理由を書いてございまして、
1:15:24	この17施設の中でですね技術基準適合の条項が多いということ。
1:15:31	もう一つがですね、有機溶媒貯槽、今回新たに受け入れ施設として申請しております有機溶媒貯槽を有する建屋、
1:15:38	ということもあって、抜粋してβγ固体処理予算の
1:15:44	を載せているというものでございます。
1:15:49	それと、10ページになりますが添付資料2ということで、
1:15:53	今回新たに
1:15:55	つけたものでござい、添付したものでございますが、
1:15:58	許可基準規則への対応と後段規制の関係ということで、
1:16:02	事業変更許可申請書の記載事項を後段規制である瀬古委員、及び保安規定、
1:16:10	を確実に反映するためということで、許可との関係性、ということで後段規制の関係を整理した表でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:19	これについてもえーとですね、これについてはちょっと後でまたご説明させていただきます。
1:16:26	それとあと添付資料3でございますが、これについてはですね今設工認の許可申請書をのそのものでございますが、技術基準に関する規則ですね。
1:16:38	こちらについては、そのまま申請書の添付したということで記載をしております。同じく添付資料4ということで設工認の資料を、
1:16:48	許可、許可との整合性に関する説明書、こちらについても、添付した、添付資料4として、許可そのものそのものを添付しております。
1:16:59	これについては変わってございません。
1:17:02	あと添付資料でございますが、他の添付資料2ということで、廃棄物管理施設の許可基準規制規則への対応と、後段規制の関係ということで、
1:17:18	8日ですかね、6月8日の面談で、コメントございました対応ということで、表をつけてございます。
1:17:28	ただこちらにつきましてもですね、左側に規則、あとは、右側に
1:17:35	順番に許可、設工認、あと保安規定、あとそれぞれの建屋ですね、対象施設が書いてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:44	これについてはですね今後また内容についてちょっと精査しなきゃいけないところがございますが、
1:17:52	コメントの対応としてはこういう、この表でいいかというのも含めてですねちょっと今回確認させていただければと思っております。
1:18:03	添付資料3についてもですね今の、前回ご指摘ございましたがこの慣例に基づいてですね、説明できるようにということで、17施設ありますのでそれについては、共通的に回答できるように今準備の方進めているところでございます。
1:18:23	本日の面談資料としては以上になります。
1:18:27	はい。ご説明ありがとうございます。それでは規制庁からの質疑に移りたいと思います。
1:18:37	規制庁中澤ですが、まず概要資料の方でちょっとお伺いできればと思います。
1:18:44	概要資料の2ページ目、施工認申請の内容のページなんです。
1:18:50	けども、
1:18:51	ここで一番上に、施工認申請対象は以下の施設となるっていうふうになっているんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:58	この概要資料の中に、今回の申請対象はすべて入っているんでしょうか それとも重要なものを一部だけ抜き出したという形でしょう。
1:19:15	原子力機構ショウジです。
1:19:17	今回の設工認申請書については、基本的にはこのせ、ここに記載されて いる施設になりますので、
1:19:27	そういう意味ではすべて記載しているというものでございます。
1:19:31	規制庁中澤です。了解しました。
1:19:38	と、続いて同じページなんですけれども、
1:19:42	間瀬公認申請の話というよりはそもそもの話になって、
1:19:47	しまうかと、と思うんですけれども。
1:19:50	今回、
1:19:52	この表で言うと一番上の搬送設備なんですけど、
1:19:57	これ、
1:19:58	どうしてそもそも許可に、今回利用、
1:20:02	入れようとしてたんでしたっけ。ちょっと昨日お伺いできればと。
1:20:07	思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:20	はい、えっとですね、原子力をショウジです。搬送設備についてはですね、もともと許可等ですね、技術基準に照らし合わせ、いわゆる
1:20:31	はい。放射性廃棄物、これを取り扱う運搬する機器と、
1:20:37	いうこともありまして、新たに、その 12 条十四条の方に該当するとい う判断をしまして、新たに今回の設工認申請において、
1:20:48	対象施設として追加したものでございます。
1:21:05	規制庁中澤です。経緯は了解しましたが、です。
1:21:13	例えばなんですけど、クレーンだと、
1:21:16	とかだったらなんていうんでしょう。
1:21:19	クレーンを持ち上げている時に廃棄物が落下して中が漏れてしまう か、そういう事故とかも、想定できるかなと思うんですけども、
1:21:28	例えばコンベヤー、
1:21:31	そういう感じ。
1:21:32	などは、どのような安全機能があるんでしょうか。
1:21:38	なんか麻生というのも、例えば、
1:21:42	そこ廃棄物かなんかが倒れたり閉まったりしても、
1:21:46	普通になんてな、神三木。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:49	できるかわかんないんですけど、手で人力で戻すとかそういうことも、
1:21:54	できるのでここまで
1:21:58	重要な設備でもないんじゃないかなという気がしてまして、ちょっと お考えをいただければと思います。
1:22:10	規制庁の伊藤ですけれどもちょっと補足させていただくと、
1:22:16	の質問は事実確認をあくまでしたいなと思って聞いてまして、
1:22:24	申請対象の設備として見直すべしとかそういうことをまず言ってるわけ ではないです。
1:22:31	何かそのを入れるとか側で入れるにあたって例えば何か現地確認に、
1:22:40	規制庁が行った時に指摘を受けて、入れることになったとかそういった 話があったのかなかったのかとかですね。
1:22:48	そういった中間の時の経緯が何かあるのであれば伺いたいなと思ったっ てというのが1点と、
1:22:57	そうではなくって、もともと何らかの整理で等を他へこういう要求変わ ってない部分でもあるので、何らかの整理で、
1:23:08	対象にしてなかったんだったらその考え方を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:11	を伺えばよかったといいと思いますし、ちょっとその辺はどうなのかなっていうのを、まず聞きたいと思って
1:23:33	はい。
1:23:34	はい、原子力機構ショウジです。
1:23:36	はい。この件についてはですね、搬送設備についてはですね、現地確認に来ていただいた際に、指摘を受けたというものではない、ありません。
1:23:48	まずそこはないということで我々としてもですね、もともとここは
1:23:54	例えば搬送設備廃棄物搬送設備とか投入機についてはですね、この申請から外してたというところもあるんですが、
1:24:03	この経緯としてはですね、
1:24:08	以前、O W T F の設工認の中でですね、面談をやっている中でですね、そのダブ T F のそのセルの中の搬送設備、
1:24:20	についてですね
1:24:23	面談の中でいろいろ意見を交換した中でですね、我々としてもその位置付け、すいませんちょっと詳しいことはちょっと思い出せないんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:32	その中でですね、
1:24:35	たぶTM、コンペア類が対象になるという話を受けてですね我々も同じようなものがあると。
1:24:43	ということで、こちらの搬送設備投入際等もですね、該当しなきゃいけないだろうという判断をしてですね、
1:24:51	今回の設工認申請対象としたということ。
1:24:56	ということでございます。
1:25:01	すいません。規制庁イトウですけども、
1:25:06	多分そのOWTFからの、
1:25:10	昨年9月以降の審査の中の話をおっしゃってます。それでもそれより前の、
1:25:21	原子力機構ショウジです。9月の時の、
1:25:27	議論になります。
1:25:29	なるほど。そうすると大洗管理施設全体としての
1:25:35	許可との関係で、
1:25:38	基準適合を説明する設備の一覧表を、
1:25:42	ていうのは、昨年9月以前の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:47	段階で審査会合で一度説明をされていて、
1:25:52	設工認対象する一覧っていうのは作られていたと思うんですけども、
1:25:58	その中には搬送設備ってあったんですけど、その段階で、
1:26:10	原子力をショウジです。
1:26:12	すいません今ちょっと手元にないのでちょっとその辺については確認してですね回答させていただきたいと思います。
1:26:20	わかりました。はい。
1:26:23	一つ確認しておきたいと思ったのは
1:26:28	事故想定なんかもされて、
1:26:31	いますので、許可の中です。
1:26:34	それとの関係で見たときに、どれほど、
1:26:38	大事なものとして、搬送設備を見てるのかなっていうのを確認したかったっていう
1:26:54	はい。原子力ショウジです。その辺についてはですね先ほど言いました資料をちょっと確認させていただいて、回答させていただきたいと思います。
1:27:02	わかりました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:14	規制庁中澤です。
1:27:18	その搬送設備の下の固体廃棄物の廃棄施設についても、同様にちょっとお伺いしたいんですけども、
1:27:27	これを現地確認での指摘とかではなく、
1:27:33	何か経緯があって今回追加、
1:27:43	はい、原子力法ショウジです。
1:27:45	はい。この答え器物の廃棄施設についてもですね、こちらも現地調査いただいた時のその時のコメントではなく、我々としてですね
1:27:58	12条を2適用すると。
1:28:01	いうものであるという判断をして今回対象にしたと。
1:28:05	いうことにしていますので、
1:28:07	この件についてもですね先ほどの搬送設備、と合わせてですね、
1:28:13	以前出していますその対象設備等を比較してですねちょっとこれについてもですね改めてご説明させていただきたいと思います。
1:28:22	承知しました。よろしく申し上げます。
1:28:31	ちなみになんですけども、規制庁中澤です。
1:28:35	固体廃棄物の廃棄施設の該当条文なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:41	第 12 条のみというふうになっているんですが、
1:28:50	12 条だと安全機能を有する施設ですね、猪野になっているんですが、他には、
1:28:57	該当する条文は何かないでしょうか。例えば閉じ込め、
1:29:02	遮へいとかそういった機能はない
1:29:10	はい。原子炉機構ショウジです。
1:29:12	はい。この廃棄施設の中に保管するものについてはですね、この施設、
1:29:20	それでは 4 ページの右側に設置建屋と書いてございますが、
1:29:27	それぞれその建屋に設置してあるものでございまして、この建屋で処理をして発生した廃棄物を保管するものと、いわゆる受入施設に受け入れ
1:29:38	を行うまで保管するものと、
1:29:41	いうものをでございますので、当然そのカートンボックス等を封入されたものという位置付けでは、
1:29:50	他の機能はない、12 条対象のみというふうに考えているものでございます。
1:29:59	規制庁の岡沢です。ありがとうございます。となるとですね。
1:30:05	これ、わあ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:07	施設内で発生した廃棄物を、
1:30:10	受け入れ施設に移すまで、あくまで一時保管をしている場所ということ なんでしょうか。
1:30:20	はい。原子力機構ショウジです。はい。
1:30:23	ちょっとこの施設としてはそういう位置付けになります。
1:30:29	了解しました。ありがとうございます。
1:31:02	保管用資料の方で規制庁側から、何かありますでしょうか。
1:31:33	規制庁の伊藤ですけれども、
1:31:48	今のご説明いただいた廃棄物の一時保管をしているっていうようなもの っていうのは、
1:31:57	今回提示いただいたもので、
1:32:01	管理施設内にあるものはすべて網羅されてるっていうことなんですか ね。
1:32:15	はい。原子力法ショウジです。はい。
1:32:19	僕設置建屋ということでそこに建屋目入れてございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:24	いわゆるその処理を行うところについて記載していると。当然その処理をしていなければ、廃棄物発生しませんので、そちらの建屋、すべてに置いてある。
1:32:35	その他ですね格納庫とか、そういうところを、
1:32:39	格納庫というか、保管場とかですね当然管理区域でないところとかですね、
1:32:45	開封しないところについてはこういう設備がありませんので、今回、すべてのところの対象がここに記載されていると。
1:32:55	いうところでございます。
1:33:09	ただ順序で適合説明をしている条文っていうのは、具体的に、
1:33:17	何でしたっけ。
1:33:18	条項っていうか、
1:33:22	試験検査補修修理の要求でしたっけ。
1:33:47	一応放送です。調査お待ちくださいすいません。
1:34:39	あ、すみません原子力機構ショウジです。
1:34:42	図 12 条ですね安全機能を有する施設の中でですね、今回
1:34:51	廃棄施設が該当する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:54	そういうのが第1項で、52条の第一歩になります。
1:35:03	保守及び修理を行う設計であって、では、
1:35:09	廃棄処理等が点検によって機能安全維持されていることを確認できると。
1:35:14	ということで、
1:35:16	廃棄施設についてはその12条の第1項が該当するということになります。
1:35:24	越冬
1:35:26	この廃棄施設に対して行う試験検査保守修理っていうのは、
1:35:31	特に試験検査ですかね。
1:35:37	何を、
1:35:38	されるのか、っていうことと、結果のこの試験の検査って、
1:35:43	何のためにやってるかっていうと、設工認対象の施設って、
1:35:48	技術基準維持義務が法令上かかっていますので、
1:35:54	技術基準が維持できている状態を担保するために試験検査、保守修理っていうのがあるんだというふうに理解してるんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:04	ていうことを考えたときに、12条1項だけ適合しているものってというのは、何。
1:36:11	だろうというのはちょっと、そちらが疑問としてあって、
1:36:19	駅、何を確認して何が言いできることを確認。
1:36:24	ていうふうに
1:36:25	言うかね。
1:36:41	原子力を主ショウジです。
1:36:45	すいません。この辺についてはですねちょっと考え方を整理させていただいて、ちょっと改めてご説明できるようにしたいと。次、ご説明できるようにしますので、
1:36:57	次、
1:37:00	ちょっとこの辺は整理いたします。
1:37:03	そうですね。はい。伊藤ですけども。そうですね
1:37:08	何かその12条の1項だけに記しますっているような、基準適合するんですけどってというような設備ってというのは、
1:37:16	もともと何の、
1:37:18	機能を持っていて、それが技術基準や許可の基準との関係で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:24	何をそのを維持し、しなければ安全上、問題が生じるのかっていう、
1:37:32	ことは全部繋がっているはずですので、
1:37:35	ちょっとその考え方を整理していただいて、
1:37:42	をし、そうですね。
1:37:45	いただいて、どういうカテゴリーとして扱うのは適切なのかとか、
1:37:49	本来見るようなもの、見るべきものなのかっていうのを、
1:37:55	再度整理いただければと。
1:37:58	ています。
1:38:01	仮にその設工認、
1:38:03	合格したときにはその使用前確認の中で、技術基準、施工 2、
1:38:13	申請書等どうせ、整合してる設計になっているのかとか、
1:38:17	技術基準をどう満たした設計なのかっていうのも、
1:38:21	いることになると思うので、そういう意味では今の質問っていうのは、
1:38:26	申請書上 12 条 1 項の適合満たしていればいいという話でもないと思う ので、ちょっとそもそもどういう必要性があるのかっていうところから ですね。
1:38:37	教え、示していただければと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:44	はい。原子力法ショウジです。はい。その辺は改めてですねちょっと我々の考え整理してですねご説明させていただきたいと思います。
1:38:54	はい。
1:39:00	あとすいませんイトウですけども、ちょっと次の資料のコメントにも関係するんですけども、
1:39:09	最初に仲田側の概要資料の2ページのところで、
1:39:14	施行に申請対象、どれだけなんですかっていう話を、
1:39:19	をさしてもらっていると思っていて、
1:39:22	その人は何かっていうと、
1:39:25	生きる、概要資料の一番後ろの方で、適、審査対象条文っていうか適用、
1:39:32	適合説明の対象条文は、いろいろありますっていうふうに、
1:39:37	言っているのと、この
1:39:39	申請対象以下の設備となるっていうのは食い違ってると思うんですけどもね。
1:39:46	あと、
1:39:48	この次にちょっとコメントさせてもらおう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:50	今回入れていただいた表の中でも、いろんな日生5人で、
1:39:56	説明の対象になっていて、
1:39:59	なのに、ここではこの設備しか触れていないっていうのは、
1:40:04	説明しなければいけない対象はこれなんだっていう、多分取捨選択をした考え方があるはずで、
1:40:11	それがここでうまく示されていないということだと思うんです。
1:40:19	なので、どう、説明対象集中支出したのかっていうのが、
1:40:26	この1ページ2ページの間なのかどっかで、
1:40:30	考え方を示していただかないながらも、説明の流れとして繋がらないんじゃないかなというふうに思って。
1:40:49	はい。原子力をショウジです。
1:40:52	はい。そういう意味ではそうですね
1:40:55	周りの辺もですねちょっと整理させていただいて、対象設備すべてもれなく載せるか、または当庫これこれこういう考えでこれだけ載せて、
1:41:08	とか、その辺の
1:41:09	この辺の記載についてはですね。
1:41:12	ちょっと整理させていただきたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:14	それで改めてご説明いたす、いえ、ご説明いたします。
1:41:20	イトウですけども、一応ちょっと申し上げておくと、せっかくを抽出して書いていただいているのは、それ自体はいいとっていて、
1:41:31	なので、そのすべての設備を変えていくと、多分
1:41:35	本当に説明しなくちゃいけないのは何なのかわからなくなってくると思うので、
1:41:39	考え方を示していただいて、それに基づいて、説明をしていく、主要なところは説明をしていくっていう流れはいいと思っています。
1:41:53	なんで、そういう考え方がわかるような構成にしていいただければいいと思います。
1:42:00	はい。原子力機構ショウジです。はい。ありがとうございます。我々のどういう理由でこれだけ中止したか、あとはその他の施設についてもですね、その辺が対象になってる。
1:42:12	ていうのがわかるような形で、この資料を整理いたします。
1:42:17	はい。
1:42:27	規制庁中澤です。それではですねちょっと先の方にいきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:34	添付資料の2の後段規制の下、関係の表についてちょっとお伺いしたいんですけども、
1:42:43	まず、
1:42:45	関連のところですかね一番左上で左上の、
1:42:50	とっくに20枚で今後申請予定のものとなっているんです。
1:42:57	けれども、
1:42:59	もう0と20までの違いって何なんでしょうか。
1:43:08	はい。原子力をショウジです。
1:43:10	はい。この資料についてはですね、
1:43:14	コメントをいただいてですねまず、このこういうHTTR参考にということでお話いただきまして、そういう意味では
1:43:24	従来管理施設数の許可の時に使用した資料を今回ちょっと添付させていただいておりますが、
1:43:32	そのときに使っていたものということで今後申請するということではちょっと記載をしているものでございます。
1:43:40	これにつきましてはですね、この表を基にですね、今回のその設工認に間許可も含めてですね許可、設工認、保安規定、これを含めてですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	再度ちょっと見直しをかけていくというもので、まずそういうものでございませう。
1:43:54	ということになります。なので、今後申請予定のものというのは現状では ですね、この新設工認という位置付けにはなると思っているんですが、
1:44:04	再度この辺についてはですね、ちょっと見直させていただいて、
1:44:08	もう漏れがなくですね
1:44:11	漏れない資料としてですね、完成させたいというふうに思っておりますので、そういう意味では
1:44:18	今回のコメントいただいた資料としてはですねこういう形でよろしいかどうかということも含めてですね、ちょっとご確認という意味でもちょっとつけさせていただいた。
1:44:29	というものでございませう。
1:44:33	規制庁中沢です。そういう、
1:44:39	ご説明の趣旨は理解しました。
1:44:45	そこです。
1:44:53	様式名は、
1:44:56	大体こんな感じでいいのかなというふうには思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:05	すいませんちょっと細かいところなんですけれども、
1:45:09	確認したいところがございます、
1:45:12	その添付資料 2 の 2 ページ目ですね、第 8 条の、
1:45:18	例えば課税括弧台風のところなんですけれども、
1:45:23	設置変更許可申請のところ、後段式後段で設計対応に丸がついている んですけれど、
1:45:31	設備とか運用による対応 2 のところに、
1:45:36	がバーになってまして。
1:45:38	多分これ設備が 0 じゃないかなと思っているんですけれども、いかがで しょうか。
1:45:51	はい技術力のショウジです。
1:45:53	はい。そういう意味ではですね再度、この辺の
1:45:58	判例に伴う記載についてはですね、再度ちょっと見直させていただきた いと思いますので、現状はちょっとこういう記載になってございま すが、
1:46:08	さらにちょっと精度を上げてですね、この辺についてはちょっと見直し させていただくと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:13	いうことで
1:46:16	今後、
1:46:18	設工認、許可設工認、保安規定と合わせた形で、この辺の記載についてはちょっと見直しさせていただきたいと。
1:46:26	いうふうに考えているものでございますので、
1:46:29	現状ちょっと記載違ってるところがございますが、資料としてこういうこれでちょっと作業す、資料の作成を進めていくと。
1:46:38	いうことで、
1:46:41	ということの意味の資料ということで考えていただければと思うのですが、
1:46:47	どうでしょうか。
1:46:49	規制庁中田です。精査は進めていただけるということで、はい。了解いたしました。
1:47:02	すいません移動ですけれども規制庁移動ですけれども、
1:47:06	作業イメージっていうのは、こういう形で、
1:47:10	いいのかっていうことをまず簡単にしたいっていうことですよね。
1:47:18	はい、そうです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:22	多分をお示しいただかなければいけない点って何かっていうと、
1:47:28	一つ大きくは違ってませんってということで、
1:47:33	お示しいただきたい点ってというのはこれも以前お伝えしてるように、
1:47:39	許可で約束している事項ってというのが、そのハード運用それぞれ何であ って、それが設工認と保安規定でどう
1:47:48	落とし込まれていってちゃんと受け継がれるようになっているのか。
1:47:54	ということですので、そういう意味では、
1:47:57	こういう形がベースになってくるのかなって、条文自衛
1:48:02	ベースでも整理いただきますし、
1:48:05	左から 3、4 列目ですかね、許可の設計方針、
1:48:10	記載をいただいている、
1:48:12	この千葉の設計方針っていうのは
1:48:16	本部プラス添付の中で示している。
1:48:20	内容っていう理解でいいでしょうか見方としては、
1:48:29	はい。原子力機構ショウジです。はい。その理解で
1:48:34	あっておりますのでその

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:36	影響、本文並びに添付ですね、その記載になっておるところなっております。
1:48:44	なるほど、わかりました。
1:48:46	で、ちょっと表のつくりから、まず確認先があると。
1:48:52	設置変更とか支援、
1:48:55	チェックおかしって。
1:48:58	事業変更市場申請。
1:49:00	いいですか。
1:49:05	はい資料ショウジですはい。事業変更許可申請です。申し訳ありません。はい。
1:49:11	で、
1:49:12	それから、
1:49:16	左側の絵と一応2乗ってというのはこれ許可の、許可基準規則の上ということですね。
1:49:26	はい経常表彰実際その通りです。
1:49:29	はいちょっとそれがわかる凡例をいただければいいかなと思うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:37	左側から4列目さっきの施行に、本文プラス添付の内容っていうことであればそれがわかるようにしていただければということと、
1:49:49	設計、許可申請のところで、その設計説明。
1:49:56	後段で設計対応。
1:50:01	設備運用による対応って分かれていて、
1:50:04	評価等による確認の要否っていうのはこれはどういう意味でしたっけ。
1:50:42	すいません原子力表ショウジです。そういう意味ではですねこの辺の記載項目についてもですね、
1:50:55	判例も含めてですね、説明、ちょっと考え方整理させていただいて、
1:51:01	説明するようにいたしますので、ちょっと時間いただきたいと。この全体を含め、見直しの中でですね、説明できるように整理いたします。
1:51:17	うまく内容の確認だけはしたかったんですけども、評価等による確認の要否って、
1:51:22	丸がついてるところはどういう意味なんでしょうか。
1:51:29	昇降イマイです。この許可の中で、今評価をしていて、例えばそれが添付資料等で、
1:51:40	この廃棄物管理施設として評価をして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:44	いるものの、
1:51:47	例えば、個別に設工認で評価を不振す。個別にする必要があるものですか、
1:51:55	そういったものをちょっとあらわしたか。
1:51:57	たものでございます。
1:51:59	ちょっとそこが後段で設工認でどのように対応するのかっていうのがちょっとわかりにくくなっておりますので、ちょっとここについては改めたいと思いますが、
1:52:08	オープン。
1:52:10	許可で今
1:52:13	設計をしているそれから評価までをしているというもの。
1:52:17	それと、後段の設工認で必要とする評価があるやなしや、それから、
1:52:25	保安規定で約束してることがあるやなしやというところを整理して書くとしていただいております。
1:52:34	うん。
1:52:35	そうですね。
1:52:41	例えば許可の基準適合の見方でいうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:48	設備、
1:52:50	基準適合の仕方として、
1:52:54	ハードのを設計そのままで見ているものから、
1:52:59	とを、
1:53:02	許可基準のバックフィット対応ということで、その評価だけを確認した もの。
1:53:08	人があると思いますし、既設で評価だけを確認したものですかね。
1:53:14	ていうのがあっていずれも多分設備の範囲内なんだと思うんですよね。
1:53:21	で、一方でその運用による対応っていうもので、基準適合を示している ものもある。
1:53:28	ていうことだと思うので、
1:53:33	評価による確認ってというのは設備の内数なのかもしれないですねちょっ とそこを、
1:53:41	整理をいただくということですかね表し方を。
1:53:46	はい原子炉神山です。はい。設備として、設備施設でご説明し、それが ハードで、ですとか、評価で
1:53:56	非常にチェックをしているものというところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:59	の整理と、
1:54:01	ちょっと今表し方が、ちょっと今、ちょっと混在してるところございま すので、
1:54:07	そこは整理いたします。
1:54:09	そうですね。例えば
1:54:11	設備に関するもので、
1:54:15	バックフィット等の説明基準適合説明の観点から評価だけ。
1:54:21	して設備自体は変わらないっていうものがあったとして、それも設工認 で設備対応の範囲内で、
1:54:29	説明される範囲だと思うので、そこは左の所管のところ度の施工いうと ころは
1:54:36	連動すると思いますし、そういう意味で見ると、
1:54:40	やっぱり評価のところは設備の内数として、
1:54:44	表していただいた方が、しっくりを希望しますね。
1:54:54	意見照会ですはい、承知しました。
1:54:56	その通りかと思えますちょっとその方法で整理いたします。
1:55:00	はい。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:01	それから
1:55:04	すげえ。
1:55:07	凡例のところなんですけれども、
1:55:11	今後申請予定っていうのはどういう意味合いなんですか。
1:55:24	はい。今回の申請で対応するものになりますこれはちょっと時間軸が表現としてちょっとずれておりますが、
1:55:34	今回の設工認で入る、説明するものが二重丸というものになります。
1:55:42	わかりました。ただ
1:55:44	表現していただいて意味がある内容としては今回の申請の対象。
1:55:52	なのか。
1:55:54	或いはその
1:55:58	規制すればフィット対応として説明をするのかとか、
1:56:02	できないかでもう全く
1:56:06	今回の申請の中では、触れる必要はないんですけどっていうものなのかとか ですね。
1:56:13	そのあたりかなと。
1:56:15	思いますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:21	そうするとO W T F とこれは印の付け方が変わってくるってということかなど。
1:56:32	はい。現象が今ですはい。その通りかと思えます。小部通のですね
1:56:38	技術基準に関する規則一覧でのお1人がございますけども、そこでの判例と合わせるような形。
1:56:47	ご発言処理設備についてはまた違ったら仕方になろうかと思えますので、そういった形での表現に統一して、見直しをさせていただきたいと思えます。
1:57:00	はい。
1:57:02	ちょっとあっちの表も少しコメントさせていただいて
1:57:09	ニジュウマルってちょっと偏流ねみたいな話もあったんで、ちょっとそれはそれでうまく連動するように、
1:57:15	ちょ、
1:57:17	整理いただければと。
1:57:20	それからこの斜線のところっていうのは、
1:57:26	一つ目では凡例の1が二つ目で斜線あるんですけど、
1:57:30	この斜線ってどういう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:32	いうものなんでしたっけ。
1:57:39	ちょっと具体例があれば具体例を交えて意味を説明していただきたいんですけど。
1:58:05	現職イマイです。今この斜線で出てきますのは、第8条の藤家通での記載になります。
1:58:14	ここでは結果として対象設備がないということになります。
1:58:24	これ許可の中で、
1:58:27	基準適合に関する説明をしているそれを
1:58:32	示しているものの、対象設備がないということですのでバーになるそのアプリ今表現の仕方としてこの斜線というのをを用いているものでございます。
1:58:45	ただ、ちょっと表し方としてはちょっと改めてわかりやすい方法で記載することをちょっと検討させていただこうと考えております。
1:58:56	えっと凍結のところは、
1:58:59	これは設工認の、
1:59:02	8条の対応の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:05	は、もともと想定する事象に入っていないっていうそういうことでしたっけ。
1:59:12	あれ、いえ、現状こうイマイです。
1:59:16	と想定する事象に入っていないものはですね例えば
1:59:21	今ハッチングにかかっているものになるんですけども、
1:59:24	想定してるもの。
1:59:26	として入っているんですが、対象のものがないという、ものになりますのでちょっとこのような表現しております。
1:59:36	設備自体が、
1:59:40	影響を考慮するものがない。
1:59:43	いう。
1:59:50	はい。現職ですはい、そうなります。
1:59:53	それは衛藤建屋で守るからっていう前提なんですよね。
2:00:00	屋外に裸でいっぱいあるものっていうので、凍結を考慮しなきゃいけないものはないっていうことで、
2:00:10	はい。冷却とこれは許可の中でもございますが冷却塔が対象としております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:19	いわゆるこの設備施工に対象としている冷却塔というものが、
2:00:28	申請設備としてはないというもので、
2:00:42	なんかそれを許可で、
2:00:44	触れていて、
2:00:49	その詳細設計の中で、
2:00:53	まだ、
2:00:56	基準的にも説明は、
2:00:59	あるのに何も印がつかないっていう、
2:01:03	ローマどう見るかっていうことかもしれないですね。
2:01:09	はい。池執行役はい。
2:01:11	ところは、固体廃棄物減容処理施設の設工認でも、
2:01:18	凍結に関しましての許可の設計方針それから
2:01:24	ダブて府としての設計方針を技術基準としての説明をさせていただいて おります。
2:01:33	屋外の
2:01:35	この-40度おば極値の数字を許可でも用いておりますけども、
2:01:42	この極値を考慮した時の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:46	施設施設として影響がないということを設工認で説明させていただいております。
2:01:52	パッキンですとか、冷却塔の影響など、
2:01:57	従って、
2:01:59	対象設備という言い方をちょっとしてしまったのでちょっと今、ちょっと混乱しさせて混乱してしまって申し訳ありませんが、あくまでも外部事象凍結に関しての、
2:02:09	各施設の評価だと思います。基準適合だと考えておりますので、
2:02:18	設備としてはないんですが説明としては出てくる、評価としては出てくるものだと理解しております。
2:02:27	そうですね。設備 2 着目し過ぎて、
2:02:31	表を作ると。
2:02:34	その基準適合っていう意味で見た時、
2:02:38	2、示されるべき範囲と多分その役場でできてしまうので、
2:02:43	そこは何か設備のありなしだけでなく、
2:02:48	施行人或いは保安規定でちゃんと方針を示す必要があるのかっていう観点で整理をいただいた方がいいように思いますね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:59	はい。ベーシックイマイです。はい。それはご指摘の通りかと思えます。この考え方につきましてはダブルテープの技術基準のご説明になって、整理させていただく予定です。はい。
2:03:12	わかりました。今の凍結のところに限らず
2:03:17	全体的にちょっと今みたいな、今申し上げた視点で、
2:03:21	精査いただければと思う。
2:03:40	アイフルは、
2:03:43	見えました。はい。
2:04:14	はい。
2:04:32	すいません表ですけれども、
2:04:34	保安規定のところで、
2:04:37	6案規定っていう欄等を下部規定例っていう欄がありまして、
2:04:43	で、
2:04:44	これ、ここで言う株式っていうのはその不安規定の中で、一覧表を設けている、その下部規定。
2:04:53	そんなことを言ってるっていうことですかね。
2:04:58	保安規定の繋がりが明確に示されている図書っていう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:04	はい、原子カイマイですはい。そう。そうですその通りです。
2:05:12	と、
2:05:13	わかりましたはい、ありがとうございます
2:05:18	その場合
2:05:21	歌舞伎
2:05:22	歌舞伎系。
2:05:26	一次文書の一番所まででしたっけ。
2:05:30	しゃべって
2:05:36	一般規定との繋がりが明確に書かれていないとそで下部要領とかで、
2:05:43	受けるような場合も基本的にはその下部規定っていうところにもありますっていうことですかね。
2:06:04	両方もあります 9。
2:06:06	保安規定と下部規定両方マルはつく場合と、
2:06:11	下部規定だけに丸がつく場合ってというのはどういう差があるかっていうのはちょっと見るため確認
2:06:16	していただけますか。
2:06:56	ない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:00	はい。原子力法ショウジです。そういう意味では今、方は保安規定でなく、下部規定だけっていうのは基本的にはなくてですね
2:07:10	保安規定の方で、ある程度概要を決めて詳細を下部規定で定めるという ような形になるかとなるものでございます。
2:07:19	わかりました。すいません。ありがとう。
2:07:26	これ、
2:07:32	はい。あとすいません規制庁伊藤ですけれども。
2:07:36	加えて
2:07:37	さっき概要の資料の方の冒頭で考え方をというふうに申し上げていて、
2:07:45	これは設工認、丸がつく部分っていうのが、いくつか、
2:07:50	できていて、
2:07:52	これをどう整理をし、
2:07:55	こういうふうに考えて整理をしたから、
2:07:58	これあるその条文なり、設備については、運用資料の方で具体的に説明 をしますっていう多分対応関係になると思うので、
2:08:09	この表の設工認の印アップデートをうまくその考え方が、
2:08:16	対になるように整理をいただければと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:24	はい。原子力法ショウジです。はい。その辺はですねこの表と、あと概要資料の方を、性能といった形で整理いたします。
2:08:35	はい、ありがとうございます。
2:08:36	ちなみに江藤今日の説明の流れではこの後の保安規定があると思うんですけれども、
2:08:42	保安規定、
2:08:44	の許可後の整合性、或いはその設工認との、
2:08:50	対応関係っていう意味でも、この表で示している示す内容と等、
2:08:56	保安規定側の説明資料ってというのは整合とれるようにされてますか。
2:09:04	或いはされるつもりですか。
2:09:18	はい。紫藤ショウジです。はい。そうで本件についてもですね当然ながらその許可で定め許可で守るべきもの、あと、設工認でも記載があるってそれを守るべきもの。
2:09:30	というのをすべて保安規定の方で定めると。
2:09:34	ということになりますので、そういう意味では位置付け的には、当然これを反映した形になります。
2:09:42	規制庁です。わかりました。はい。よろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:57	それを知らないとな節理とかの一覧表の方は、
2:10:02	以前のご質問に対して今整理。衛藤。
2:10:06	継続して整理中っていう理解でよろしいん。
2:10:13	はい。原子力表彰です。はい。そうですね。
2:10:17	添付資料3、並びに添付書類4についてもですね、コメントいただいて 今、整理しているところがございます。
2:10:26	わかりました。これは7月6日っていうふうに入ってるっていうのは、
2:10:30	7月の以下の時点で一律、
2:10:35	見せていただけるっていういっばい、スケジュールに進んでいるって う理解で
2:10:47	はい。原子力庁ショウジです。はい。そういう意味ではですね
2:10:52	以前のコメントを受けて、この表についてですね、見直すという意味で は、そう考えておりましたが、ちょっと今日その添付資料2とですね、 あとその整合性も取るということになりますと、
2:11:06	ちょっとその辺も時間かかるかなというふうに考えられます。
2:11:11	もともとそういう考えで、6日頃にはというふうに考えてはいました が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:16	合わせてですね、
2:11:20	添付資料2の方と合わせて、
2:11:23	ちょっと整理させていただければと。
2:11:25	いうふうに考えています。
2:11:29	わかりました資料の停止いただける時期というのは、本日のコメントを踏まえて、
2:11:38	さっきの資料一覧にしつつ、質問回答の、
2:11:42	表の内容、
2:11:45	見直していただく形でも結構ですので、どれをいつ回答できるのかって いうのを、
2:11:50	明示的に示していただければと思います。
2:11:59	はい、原子力機構ショウジです。はい、了解いたしました。
2:12:03	はい。
2:12:04	それから衛藤添付資料の4のところなんですけれども、
2:12:09	これと以前コメントしていますかね。要は、
2:12:14	直轄の整合性、その許可との半分添付、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:20	の内容が設工認の中でどう受けられているのか横江へと横で並びがとれていないのでわかりにくいですねって話。
2:12:29	これコメントしてない強い体をね。
2:12:34	はい。原子力をショウジです。はい。コメントをいただいております、
2:12:38	質問管理表、回答表の方にも書いてございます対応中というところで、ずれているというのは、コメント等を承知しております。
2:12:50	わかりましたよろしく申し上げます。
2:12:55	具体的にはごめんなさい衛藤。
2:12:59	関。
2:13:01	平岡イトウ表中、
2:13:04	2 ページの 12 番。
2:13:06	いいですか。
2:13:10	はい。形状表ショウジです。はい。そういう意味ではそうです。12 番になってまして現状は、前回、前回というか 6 月 8 日に示した資料、現在は、今日の資料についてはそれが添付されているということで現在対応中ということになり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:29	これを現在対応中ということは読めないかなと思ひまして、今日付で、
2:13:36	整理したものを示しましたという回答になってると思うので、
2:13:42	ちょっとここ適切に改めていただければと思う。
2:13:48	はい。事務局長です。はい。それでは、田内がわかるようにと記載見直しいたします。
2:13:55	はい。よろしくお願ひ
2:14:08	私はこれ、
2:14:18	はい。
2:14:20	規制庁下からのコメントはリスク資料ですので、づいて保安規定の方の資料、変更点を簡単にご説明よろしくお願ひします。
2:14:36	原子力報、大洗フクイでございます。
2:14:39	保安規定の方についてご説明をさせていただきます。
2:14:43	まず、補正に係る質問回答表でございます。
2:14:48	確認事項につきましては、2点ございました。
2:14:52	1点は、お米申請の件について保安規定の変更許可申請が19しているため、それぞれの申請内容がわかりやすい表現を検討することということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:05	これにつきましては、概要資料について、見直しを行いまして、それぞれの申請内容について明確にいたしましたということで、この内容につきましては、前回6月16日の
2:15:18	面談ですでに定義をさせていただいております。
2:15:23	2点目につきましては、保安規定の認可基準として、許可との整合性を説明した資料を用意する事と、
2:15:33	それと事業変更今日申請及びこれまでの認可されている設工認申請含め、約束している事項を保安規定の
2:15:43	どこで対応しているか、常に一般資料も用意することということでございます。
2:15:50	これにつきましては、利用変更許可、設工認との整合について、表裏に整理いたしました。
2:15:58	同様に、保安規定の審査基準との整合についても、まとめております。
2:16:06	これにつきましては今回、用意させていただきました資料ということで、
2:16:11	まず概要説明資料、これにつきましては、前回ですね、ご提示させていただいておりますので割愛させて撮影させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:23	続きまして、その次の資料として、廃棄物管理事業変更許可申請書等の 整合性ですね、これを示す資料を、
2:16:33	今回、準備させていただきました。
2:16:37	そして、並びとしては、許可の本文、添付書類の 5、
2:16:45	そしてその次が保安規定ですね、という並びになってございます。
2:16:51	実際に今回の補正での保安規定で、
2:16:58	内容を付け加えさせていただいたところにつきましては、
2:17:04	まず表の方の 8 ページになります。
2:17:11	これの方には、被ばくの防止ということで、第 72 条ですね、こちらを 新たにですね、追加させていただき、いただいております。
2:17:25	2 項ということで、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線 管理第二課長は、放射線業務従事者以外のものについては、法令研究 所、
2:17:37	パイプ、放射線安全取扱手引きで定める管理を行うという内容ですね、 これが追加になってございます。
2:17:48	続きまして下のページで 11 ページになります。
2:17:53	こちらにつきましては、保安規定の方の第 59 条ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:58	の内容ですね、これを新たに追加へ行っております。
2:18:04	金本に関する管理ということでキャビネット等での保管ですね。それと 開発の長期
2:18:15	分ということで、定義の中で、措置を講じるという内容をですね、新たに追加したということでございます。
2:18:26	続きまして、14 ページでございます。
2:18:30	これにつきましては、外部事象発生時の措置ということで、竜巻であるとか火山活動ですね、適切フェイル、
2:18:41	目的事象ということで、これに関する所長ですね、新たに英語版規定の方で追加をしたということでございます。
2:18:53	続きまして 28 ページのところでございます。
2:18:58	非常系電源ということで、第 27 条、それと予備電源ですね、第 27 条の 2、ということで、
2:19:08	これに関わる付記をですね、新たに追加してございます。
2:19:15	そして最後でございますが、41 ページになります。
2:19:21	第 6 条ということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:27	管理区域への物品の持ち込みですね、これに関わる措置をですね、新たに追加してございます。
2:19:37	結果との整合性につきましては、
2:19:41	不安定に、新たに追加させていただいたところについては以上となります。
2:19:48	続きまして、もう一つの資料は、
2:19:52	審査基準との審査基準と不安定の条項の整理表ということで、治療の方をつけさせていただきました。
2:20:04	左側が保安規定の審査基準ですね。それと右の方が今回ほてをさせていただきました。後半規定の条文ですね。
2:20:16	を対比するような方法で示させていただいております。
2:20:21	そして一番右のところは、変更の有無ということで、実際にどこが変わったのかと、ありなしを示させていただいております。
2:20:32	この表の7分の2ページになりますが、
2:20:38	変更のありのところです。
2:20:42	第29条の2、3、それと、第60条関係、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:49	管理区域に係る遵守事項、店舗第 63 条ですね、周辺区域のファンとい うところが変わったところになります。
2:21:01	あと、飛びまして、
2:21:04	7 分の 6 ページになりますが、こちらの方は、第 84 条の 4、それと第 99 条の 3 ということで、
2:21:15	施設管理実施計画の策定ですね、こちらの方の記載が新たに加わったと いうところでございます。
2:21:24	その他、変更の有無がバーになってるところがございますが、これに関 しては、手続き上ですね、不安定に記載がないところということになり ます。
2:21:39	簡単ではございますが、今回ですね、
2:21:45	止めていただいたものにつきまして、準備させていただいた治療の説明 になります。
2:21:52	以上でございます。
2:21:55	はい。ご説明ありがとうございます。それでは規制庁側から何かコメン トありますでしょうか。
2:22:23	規制庁の岡沢です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:25	ちょっとお伺いしたいんですけども、一番最後の整理表の、
2:22:33	5 ページですかね。
2:22:35	この一番下のところに、事業変更許可との整合により記載なしというふうになっている。
2:22:43	経路。
2:22:44	これはどういうことなのでしょうか。
2:23:00	どこか別の場所に書いてある。
2:23:03	ということなのでしょうか。
2:23:38	あ、すみません。こちらにつきましては、設計或いはハード的な対応です ね、自滅ところでございますので、
2:23:51	等々的な対応を、
2:23:56	項目が求められている、不安定の方にはですね、特段、これに係る記載 はしておりませんということでこのような負担をさせていただいたもの でございます。
2:24:16	規制庁の岡沢です。
2:24:18	ありがとうございます。
2:24:21	伺えわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:40	その他何かございますでしょうか。
2:25:54	すいませんと規制庁の表ですけれども、
2:25:57	ちょっと申請書ベースで幾つかの確認させていただきたいところがありましてよろしいでしょうか。
2:26:10	はい。
2:26:16	まず一つは法令遵守や保安規定の遵守。
2:26:22	の要求があると思う。
2:26:25	衛藤。
2:26:27	それとそのJ Aの中で、拠点によって若干、
2:26:34	を総則の中に
2:26:37	基本的な方針を明記しているところもあれば、
2:26:41	そうでないところもあると思うんですけど、何か考え方、
2:26:46	記載によるに関する考え方ってあるんでしょうか。
2:26:51	とか今みたいな記載になっている経緯みたいなものがあれば確認をした いんですが。
2:27:22	多分、R Iの管理施設の場合、
2:27:25	以前はそういう場は保安規定上設けられて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:31	曾祖父的な場が設けられていて、
2:27:35	3条改正の時に削除されていると思うんですけど、
2:27:38	何かそれって経緯があるのかなっていう質問
2:28:03	原子力規模機構フクイでございます。
2:28:07	おそらくですけども、
2:28:10	機構として何か僥曲的な考えを持って、これに係る記載がなされている わけではなくて、もともと
2:28:23	管轄している
2:28:27	規定。
2:28:30	関係の
2:28:32	役所の違いであったりとか、
2:28:34	法律の違いであったりとか、
2:28:37	そうしたところから来てるのではないかと、いうふうに思っております。 もともとの生まれが行っていたために、ちょっと
2:28:49	記載ぶりが異なっているのかなというふうに思われます。思われます。
2:28:57	現状の、
2:29:00	審査基準と適合の考え方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:04	見ますと、
2:29:09	これはどこで、
2:29:14	品質マネジメント計画、
2:29:18	ここは対応しているっていうこと。
2:29:22	ね。それで認可を終えているっていうことなんですよ。
2:29:27	品質マネジメント計画の中の何か具体的にどの部分で対応してるかって 今ご説明いただくことができます。
2:29:36	ちょっと今回の変更範囲じゃないので申し訳ないです。
2:30:24	原子力機構フクイでございます。ちょっと確認させていただいた上でご 回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
2:30:34	はいよろしく申し上げます。
2:31:06	えっと、精査の行ですけれども、
2:31:09	今回追加されたでいる事項の中で、
2:31:15	外部事象等を、との関係で、手順書を追加をして整備をするっていうと ころがあって、
2:31:24	これは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:27	何か複数の上に散らばって3手順書の整備について書かれていると思う んですけれども、
2:31:34	書き方の話かもしれませんが、
2:31:39	一つの場合でまとめて、記載をするっていう表し方っていうのは、
2:31:46	検討可能なんでしょうか。
2:32:07	私、ある程度何か集約して書かれていた方が、
2:32:11	許可設工認で約束しているところ、
2:32:16	漏れが、引き継ぎの漏れが防止できるとかですね、或いはその書きぶりの濃淡みたいなものを統一が振れるのかなと思って、今、
2:32:32	はい、原子力機構フクイでございます。
2:32:36	こちらにつきましては、
2:32:40	6ページの方の第4条ですね。
2:32:43	こちらの第8号になりますが、
2:32:49	廃棄物管理課長及び減容処理施設準備記帳は、
2:32:54	手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を終えなければならない と、これを変更しようとするときも同様であるという一文があるんです けども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:06	これで実際に
2:33:13	手引きを
2:33:16	作成してですね、保安全管理活動を行うというの、
2:33:22	示してございます。
2:33:24	なおかつ、ここについて、各条文のところで、手引きを作って管理しま すよということで、
2:33:35	二重にですね、松尾いたしまして、漏れがないようにということで、今 回、追記をさせていただいたものでございます。
2:33:54	大枠としては4条のところで書いているってということですか。
2:34:00	その通りです。
2:35:01	例えばですね。
2:35:06	追加で書かれている、
2:35:09	29条の3のところ、
2:35:11	では、
2:35:13	外部事象発生時の措置ってということで、
2:35:17	この中の六甲ですかね。
2:35:21	全厚までの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:24	うちの基準について第 41m L 手引きに定める。
2:35:28	記載があって、四条とのリンクが書かれていますと。
2:35:33	こういうふうに四条との関係を示しているものと、
2:35:39	例えば 29 条の 2 のように、支援または火災のときとか、
2:35:46	もともと
2:35:49	手引きを設けてらっしゃって、
2:35:54	いうものもあると思う。
2:35:56	ただ、何かここで、その書きぶりの差が若干あったりするところ。
2:36:01	あると思うんですけども、
2:36:04	必ずしもその 4 乗とのことを関係を明記してないものとしてるものって、何か差があるんでしょうか。
2:36:14	例えば細かい容量について書いているものでないものがあったりとかです ね。
2:36:59	はい、原子力をショウジです。
2:37:02	先ほどのご予定ご指摘でございますが、29 条、大野さん、2 回の
2:37:09	6 項ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:10	に書いてあるものについてはですね、ここで言っている手引きと言っているのが、現状保安規定の第四条で定めています運転手引き、
2:37:20	という位置付けになるかと思います。
2:37:23	なので手引きとかですねそういうふうになるとですねそれ、それについては保安規定に基づくものというふうになります。
2:37:31	その他の
2:37:33	例えば火山とかですね、そういう処置要領等についてはですね、
2:37:39	ましょお笑い研究所として定めた要領がある。
2:37:44	そういうものについては、そういう引用、保安規定に基づくというそういう運用はとっておりませんで、そのままその名称を記載した。
2:37:53	下へ記載しているというものでございますので、あくまでもその保安規定に基づく手引きというものになると、もう限定されてしまう。同じものの、それにある程度その措置が記載されると。
2:38:06	いうことでございます。
2:38:09	南保。
2:38:22	大洗研として共通して設けている文章っていうのは、
2:38:28	各事業の許可との関係っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:32	どういう関係にある。
2:38:40	要は許可なり、
2:38:42	施工人なりで、
2:38:47	基準を満たす上で必要な運用というのを定めていて、
2:38:53	を定めた運用を、
2:38:58	どう、
2:39:00	共通の要領に落とし込むように、位置付けが、
2:39:05	リンクされてるのかっていうこと。
2:39:11	保安規定に定めるものではないということ。
2:39:15	今のお話だと、
2:40:10	はい。
2:40:22	質問の趣旨が伝わってなかったらそう言っていただけるとありがたいんですけど
2:40:32	原子力の東海林です。質問趣旨は両理解しております。その辺については、ちょっとまた整理させていただいて改めて回答させていただきます。
2:40:46	はい。よろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:33	すいません。10日規制庁イトウですけれども、ちょっと確認までなんですけれども、
2:41:38	第19条、
2:41:41	ですかね。
2:41:44	第19条のところで、
2:41:51	順引いに関する記載をされていて、
2:41:57	そうです。
2:42:01	何か遵守、こういったその設備が巡視の対象になるのかとか、
2:42:06	その点検のおありなしとか頻度っていうのは資料のどこを見ると、
2:42:12	これで書かれてるんです。
2:42:37	原子力機構フクイでございます。保安規定の方につきましては、対象機器ですね。これについては、別表第3-2に記載をさせていただいております。
2:42:51	そして、巡視の頻度につきましては、特段本質の中にはですね、記載させていただいておらず、これにつきましては、
2:43:02	手引き等にですね、定めるといふふうにしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:11	すいません最後のところ、保安規定の中にはないんだけども、どこに定めるっていう
2:43:18	すいません。
2:43:20	手引き等ですね、下部規定のほうに定めさせていただいております。
2:43:31	手引きは下部規定に定めるということは、保安規定上どっかで触れているのでしょうか。
2:44:21	すいませんちょっと条文、調べているところでございますが、施設管理実施要領ですね、この中に、
2:44:32	詳細については、記載をさせていただいております。
2:44:47	それじゃ、イトウですありがとうございます。
2:44:51	上との繋がりがわかったらまたすいません教えていただければ。
2:45:12	すいません。原子力機構、福井でございます。常務につきましては、
2:45:19	第 99 条の 3 になります。
2:45:24	99 条の青、
2:45:29	施設管理してか。
2:45:46	失礼しました。第 99 条の 3 の第 2 項。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:52	両括弧の2ですね、こちらに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施深度及び時期ということで記載をさせていただいております。
2:46:12	はい、江藤ありがとうございます。
2:46:34	ちょっと、あれですね長加藤安江公園との整合の関係で、この一文で、朱訳していいのか、特に特記して、
2:46:46	約束している事項を明記しない、した方がいいのかっていうのは、
2:46:52	これまでの認可を終えている。
2:46:55	昆清野。
2:46:57	なんかも交えながらちょっと
2:47:00	光の範囲っていうのは、
2:47:02	少し検討は必要かもしれないなという感じで、
2:48:10	あ、すみません、規制庁イトウですけれども、ちょっと保安規定の関係前半のデータがなくなってしまったんでちょっとすべてきれてないところはあるのですが、
2:48:22	ちょっと時間の
2:48:24	期限もあるのでちょっと今日のヒアリングでの確認は
2:48:29	もうこの辺りまでというふうにさせていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:33	また次回以降のヒアリングや、今日のコメントへの回答ですね、についてはまた取りまとめてお示しいただければと思います。
2:48:48	はい。ここまでのところで各まず大洗研から確認しておきたい点等ありますでしょうか。
2:49:01	大洗です原子力をイマイです特にございません。
2:49:06	はい、ありがとうございます。
2:49:08	と、あとは追いつかない。
2:49:11	そうです。
2:49:12	大塚さん。
2:49:13	はい、大北です。
2:49:15	それ先ほどの伊藤様のちょっとコメントといいますかご連絡事項をちょっと確認させていただきたいんですが、
2:49:24	この取りまとめて連絡というのは次回面談の
2:49:30	面談の希望日ですとか、あと、
2:49:33	資料の回答時期等を例えば私、私の方からご連絡、村長の方にご連絡する、するということよろしいでしょうか。はい事務的にまた調整させていただければということで、それ以上の意味はございま。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:50	はい、承知しました。
2:49:52	大内さんの方から何かございますでしょうか。
2:49:57	特にございません。
2:50:00	ありがとうございます。
2:50:05	はい。今、今日の面談は知りました。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。